

北海道教育委員会 公 報

令和元年(2019年)年9月24日
(火曜日)

(号 外)

目 次

告示

○令和2年度の北海道立高等学校の生徒の募集人員等について……………	1
通達・通知	
○令和2年度(2020年度)道立高等学校入学者選抜の実施について……………	2
○令和2年度(2020年度)市町村立高等学校入学者選抜の実施について……………	2
○令和2年度(2020年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施につ いて……………	2
○令和2年度(2020年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施につ いて……………	3
○令和2年度(2020年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施につ いて……………	3

告 示

北海道教育委員会告示第22号

令和2年度の北海道立高等学校の生徒の募集人員、入学願書の提出期日等は、次のとおりとする。

令和元年9月24日

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

- 第1 北海道立高等学校(専攻科及び北海道有朋高等学校を除く。)
- 募集人員
別に告示する。
 - 入学願書の提出期日
令和2年1月21日(火)午前9時から令和2年1月24日(金)正午まで
 - 入学願書の提出先
出願先の高等学校長
- 第2 北海道立高等学校の専攻科
- 募集人員
別に告示する。
 - 入学願書の提出期日
 - 北海道美唄聖華高等学校及び北海道稚内高等学校
令和2年1月21日(火)午前9時から令和2年1月24日(金)正午まで
 - 北海道小樽水産高等学校及び北海道函館水産高等学校
令和2年1月9日(木)午前9時から令和2年1月22日(水)正午まで(日曜日、土曜日及び成人の日を除く。)
 - 北海道別海高等学校
令和2年1月8日(水)午前9時から令和2年1月21日(火)正午まで(日曜日、土曜日及び成人の日を除く。)
 - 北海道富良野緑峰高等学校
令和2年1月7日(火)午前9時から令和2年1月20日(月)正午まで(日曜日、土曜日及び成人の日を除く。)
 - 入学願書の提出先
出願先の高等学校長
- 第3 北海道有朋高等学校
- 募集人員
別に告示する。
 - 入学願書の提出期日
 - 定時制の課程
ア 単位制による定時制の課程
(7) 一般入学者選抜

- a 前期
令和2年3月10日(火)午前9時から令和2年3月18日(水)正午まで(日曜日及び土曜日を除く。)
- b 後期
令和2年8月21日(金)午前9時から令和2年8月28日(金)正午まで(日曜日及び土曜日を除く。)
- (イ) 自己推薦による入学者選抜
令和2年1月21日(火)午前9時から令和2年1月24日(金)正午まで
- イ 技能教育施設との連携措置による定時制の課程
北海道有朋高等学校長が別に定める。
- (2) 通信制の課程
令和2年2月17日(月)午前9時から令和2年3月19日(木)午後4時30分まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)
- 3 入学願書の提出先
北海道有朋高等学校長

通 達 ・ 通 知

教 高 第 1 3 1 3 号
令和元年(2019年)9月24日

各道立高等学校長 様

北海道教育委員会教育長

令和2年度(2020年度)道立高等学校入学者選抜の実施について(通達)

このことについて、令和2年度(2020年度)入学者選抜実施要項を別記1から別記6までのとおり定めたので、入学者選抜の実施に当たっては、適切に行うようにしてください。

(学校教育局高校教育課高校教育指導グループ)

教 高 第 1 3 1 3 号
令和元年(2019年)9月24日

札幌市、岩見沢市、三笠市、知内町、奥尻町、音威子府村及び羽幌町を除く
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長 様
(札幌市立、岩見沢市立、三笠市立、知内町立、奥尻町立、音威子府村立及び羽幌町立を除く
各 市 町 村 立 中 学 校 長、義 務 教 育 学 校 長 及 び 高 等 学 校 長)

北海道教育委員会教育長

令和2年度(2020年度)市町村立高等学校入学者選抜の実施について(通知)

このことについて、道立高等学校においては、実施要項を別記1から別記6までのとおり定め実施することとしたので、貴管下中学校及び義務教育学校に周知するとともに、市町村立高等学校の入学者選抜に当たっては、これに準じて実施するよう御配意願います。

(学校教育局高校教育課高校教育指導グループ)

教 高 第 1 3 1 3 号
令和元年(2019年)9月24日

各教育局長 様

北海道教育委員会教育長

令和2年度(2020年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施

について(通達)

このことについて、令和2年度(2020年度)入学者選抜実施要項を別記1から別記6までのとおり定めたので、内容を承知の上、事務処理を適切に行うようにしてください。

なお、道立高等学校においては同実施要項により実施するよう各道立高等学校長あて通達し、札幌市立、岩見沢市立、三笠市立、知内町立、奥尻町立、音威子府村立及び羽幌町立を除く市町村立高等学校においてはこれに準じて実施するよう配意願う旨、札幌市、岩見沢市、三笠市、知内町、奥尻町、音威子府村及び羽幌町を除く各市町村教育委員会教育長あて通知したので、指導等についてもよろしくお願いします。

(学校教育局高校教育課高校教育指導グループ)

教 高 第 1 3 1 3 号
令和元年(2019年)9月24日

札幌市教育委員会教育長
(札幌市立中学校長及び高等学校長)
岩見沢市教育委員会教育長
(岩見沢市立中学校長及び高等学校長)
三笠市教育委員会教育長
(三笠市立中学校長及び高等学校長)
知内町教育委員会教育長
(知内町立中学校長及び高等学校長) 様
奥尻町教育委員会教育長
(奥尻町立中学校長及び高等学校長)
音威子府村教育委員会教育長
(音威子府村立中学校長及び高等学校長)
羽幌町教育委員会教育長
(羽幌町立中学校長及び高等学校長)

北海道教育委員会教育長

**令和2年度(2020年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施
について(通知)**

このことについて、道立高等学校においては、実施要項を別記1から別記6までのとおり定め実施することとしたので、貴管下中学校に周知するよう願います。

なお、道立高等学校においては同実施要項により実施するよう各道立高等学校長あて通達し、札幌市立、岩見沢市立、三笠市立、知内町立、奥尻町立、音威子府村立及び羽幌町立を除く市町村立高等学校においてはこれに準じて実施するよう配意願う旨、札幌市、岩見沢市、三笠市、知内町、奥尻町、音威子府村及び羽幌町を除く各市町村教育委員会教育長あて通知したので、併せてお知らせします。

(学校教育局高校教育課高校教育指導グループ)

教 高 第 1 3 1 3 号
令和元年(2019年)9月24日

各北海道教育大学附属中学校長
北海道総務部長 様
(各私立中学校長及び高等学校長)

北海道教育委員会教育長

**令和2年度(2020年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施
について(通知)**

このことについて、令和2年度(2020年度)入学者選抜実施要項を別記1から別記6までのとおり定めたので、お知らせします。

なお、道立高等学校においては同実施要項により実施するよう各道立高等学校長あて通達し、札幌市立、岩見沢市立、三笠市立、知内町立、奥尻町立、音威子府村立及び羽幌町立を除く市町村立高等学校においてはこれに準じて実施するよう配意願う旨、札幌市、岩見沢市、三笠市、知内町、奥尻町、音威子府村及び羽幌町を除く各市町村教育委員会教育長あて通知したので、併せてお知らせします。

(学校教育局高校教育課高校教育指導グループ)

別記 1

令和2年度(2020年度)道立高等学校一般入学者選抜実施要項

(令和元年(2019年)9月24日教育長決定)

この要項は、令和2年度(2020年度)の道立高等学校の入学者の選抜(推薦による入学者、連携型中高一貫教育を実施する高等学校の入学者、北海道有朋高等学校の入学者及び専攻科の入学者の選抜を除く。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 募集人員

別に告示するところによる。

2 出願資格

道立の高等学校(以下「高等学校」という。)に出願することのできる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業した者(令和2年(2020年)3月末日までに中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。)
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者(令和2年(2020年)3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者(令和2年(2020年)3月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。)
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

【留意事項】

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項(以下「市町村実施要項」という。)により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

3 出願できる高等学校

出願できる高等学校は、北海道立高等学校通学区域規則(平成16年北海道教育委員会規則第1号。以下「通学区域規則」という。)の定めるところによる。

なお、同規則第1条第3項に定める「帰国子女等」とは、帰国子女(日本国籍を有する子女で、海外在留者に同伴して、引き続き1年を超える期間海外に在留し、帰国後3年未満の生徒をいう。)及びこれに準ずる者と高等学校長が認める者をいう。

4 出願できる学科

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、次の場合は、「第2志望」又は「第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望」を認める。

(1) 第2志望

ア 農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科又は水産に関する学科への出願において、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一の大学科内の他の学科を第2志望とする場合

イ 全日制の課程の普通科のほかに、理科・数学に関する学科、体育に関する学科又は外国語に関する学科を併置している高等学校への出願において、そのいずれかを第2志望とする場合

【留意事項】

この要項において、大学科とは次の学科を指す。

普通科、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、福祉に関する学科、理科・数学に関する学科、体育に関する学科、外国語に関する学科及び総合学科

なお、上記に掲げる学科のうち、農業に関する学科から福祉に関する学科までを職業学科という。

(2) 第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望

ア 2以上の大学科を併置している高等学校への出願において、第1志望及び第2志望の学科以外に、他の大学科の学科への入学を併せて希望する場合

イ 同一大学科内において、第1志望及び第2志望の学科以外に、他の学科への入学を併せて希望する場合

【留意事項】

1 (1)のイの場合において、普通科を第2志望としたときに出願者の保護者の住所が通学区域規則第2条に定める通学区域に存しない場合は、同規則第3条又は第4条の規定が適用されること。

2 (1)、(2)は、例えば次の場合をいう。

A校 … 機械科、電気科、土木科を設置

B校 … 普通科、国際文化科、グローバルビジネス科を設置

C校 … 普通科、商業科を設置

	A校	B校	C校
第1志望	土木科	国際文化科	普通科
第2志望	電気科	普通科	
第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望	機械科	グローバルビジネス科	商業科

5 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和2年1月21日(火)～令和2年1月24日(金)	9:00～16:30 (24日は12:00までとする。)

ただし、定時制の課程への出願者で、就職内定証明書を添付できる者は、令和2年(2020年)2月28日(金)までとする。

【留意事項】

入学願書等の配布については、出願先の高等学校において、令和元年(2019年)12月6日(金)から行うこと。

6 出願の手続

(1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長(以下「中学校長」という。)を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、令和2年(2020年)3月31日に満20歳以上の者(平成12年(2000年)4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。)が出願する場合は、次のア～カの書類に出願資格が分かる書類を添付して、直接出願先の高等学校長に提出すること。

【留意事項】

成人の出願資格が分かる書類については、卒業証明書又は卒業証書の写し等、出願先の高等学校長が出願資格があると判断できるものであること。

ア 入学願書

北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)第15条の規定による入学願書(同規則別記第3号様式)

【留意事項】

1 入学願書の作成

入学願書用紙、写真台紙・受検票用紙は、学校教育局高校教育課において作成する。

個人調査書用紙は高等学校において配布するものとし、中学校又は義務教育学校(以下「中学校」という。)において作成する。

また、学習成績一覧表用紙等は中学校において作成する。

なお、入学願書と写真台紙・受検票は切り離さないこと。

2 入学願書の記入等

- (1) 入学願書の出願学科の欄の記入に当たっては、2以上の学科が設置されている学校において第2志望を希望しない場合は、「第2志望」の欄に斜線を引くこと。
- (2) 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常の生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者」の欄に記入すること。
- (3) 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「〇〇方」、「〇〇マンション〇〇号室」等詳細に記入すること。
- (4) 受検に際し、障がい等により特別な配慮を希望する者については、入学願書の「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」の欄の「有」を○で囲むこと。

イ 入学検定料

北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

ウ 写真

令和元年(2019年)10月1日以降に上半身を正面から撮影した写真(縦7cm・横5cm)を写真台紙(別記様式1)に貼り付けること。

エ 住民票の写し

出願後において出願先の高等学校長から提出を求められた場合、保護者及び出願者について、令和2年(2020年)1月以降に交付を受けた住民票の写し(保護者の間で住所が異なる場合は、それぞれの住民票の写し)を提出すること。

オ 隣接学区等就学承認通知書

全日制の課程の普通科の出願者で、通学区域規則第4条第1項第2号又は第3号の規定により出願する者は、同条第3項の規定により交付を受けた隣接学区等就学承認通知書を提出すること。

【留意事項】

あらかじめ、隣接学区等就学承認申請書を、令和元年(2019年)12月6日(金)正午までに、中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出し承認を受けること。この場合において、高等学校長の承認又は不承認の通知は、令和元年(2019年)12月13日(金)までに行うこと。

なお、高等学校長は、不承認の通知をする場合にあっては、不承認とする理由を具体的に記載した書面を隣接学区等就学不承認通知書に添付すること。

カ 健康診断書

体育に関する学科の出願者(第2志望の者を含む。)に限り、令和元年(2019年)12月以降に受けた尿検査及び心電図検査に関する医師の所見の記載された健康診断書(心電図記録を添付)を提出すること。

(2) 中学校長の手続

ア 入学願書及び出願者一覧表

高等学校長に出願者の入学願書を送付するときは、中学校長は、出願者一覧表(別記様式2)を添付すること。

【留意事項】

- 1 収入証紙は、同一高等学校への出願者分について一括して貼り付けることができること。
- 2 出願書類を高等学校長に郵送する場合には、封筒の表面に「入学願書」と朱書きし、一般書留速達又は簡易書留速達により期限までに必着するよう送付すること。
- 3 受検に際し、障がい等により特別な措置を必要とする者については、出願者一覧表の備考欄に明記すること。

イ 個人調査書及び学習成績一覧表

中学校長は、令和2年(2020年)2月14日(金)から2月20日(木)正午までに、高等学校長に個人調査書(別記様式3)及び学習成績一覧表(別記様式4)を送付すること。

なお、成人の出願者については、個人調査書及び学習成績一覧表の作成を要しない。

【留意事項】

- 1 中学校長は、中学校生徒指導要録に基づいて厳正に作成すること。

- 2 校内に「個人調査書審査委員会」を設置するなどして、点検、保管、発送などの事務を公正かつ的確に行うこと。
- 3 学習成績一覧表は、第3学年全員について作成すること。ただし、過年度卒業の出願者(成人の出願者を除く。)については中学校長と高等学校長との協議によること。
- 4 個人調査書への受検番号の記入について、離島等でやむを得ない事情により令和2年(2020年)2月20日(木)正午までに到着できないと見込まれる場合は、未記入のまま提出することができること。
- 5 個人調査書の記載については、この要項の別記様式3の「備考 個人調査書の記入について」によること。

(3) 高等学校長の手続

ア 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票(別記様式5)を当該中学校長に交付すること。

イ 受検票

高等学校長は、受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。交付期間は、令和2年(2020年)2月6日(木)から2月14日(金)までとする。

【留意事項】

受検票を当該中学校長に郵送する場合には、一般書留又は簡易書留とすること。

ウ 入学願書受付簿

高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿(別記様式6)に記入すること。

7 出願状況の発表

令和2年(2020年)1月24日(金)正午までの出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区分	期日	時間	場所
高等学校(掲示)	1月28日(火)	10:00	各高等学校
全道(発表)			高校教育課

【留意事項】

出願状況の発表は、出願状況(別記様式18)の「倍率」の欄までとする。

8 出願変更

(1) 一般の場合

ア 当初の出願先が普通科の場合

出願者は、当初出願した課程と同一の課程の普通科(他の高等学校の普通科に限る。)、理科・数学に関する学科、体育に関する学科、外国語に関する学科又は総合学科に1回出願を変更することができる。

【留意事項】

出願変更先には、北海道おといねっふ美術工芸高等学校工芸科(市町村立高等学校)を含むものとする。

イ 当初の出願先が普通科以外の学科の場合

出願者は、次の場合について、当初出願した高等学校又は他の高等学校に1回出願を変更することができる。

(イ) 農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科又は福祉に関する学科へ出願した者が、同一課程の同一大学科内の学科又は総合学科に出願を変更する場合。ただし、農業に関する学科及び水産に関する学科において、推薦による出願者が募集人員に達しているとき、当該学科への出願者は当初出願した学科と関わりなく出願を変更することができる。

【留意事項】

(イ)は、例えば、A校の全日制の土木科に出願した者が、B校の全日制の電気科に出願を変更する場合又はS校の総合学科に出願を変更する場合をいう。

(ロ) 理科・数学に関する学科、体育に関する学科又は外国語に関する学科へ出願した者が、当初出願した学科と同一の大学科、同一課程の普通科又は総合学科に出願を変更する場合

【留意事項】

- 1 (イ)は、例えば、C校の理数科に出願した者が、D校の理数科に出願を変更する場合、E校の普通科に出願を変更する場合又はS校の総合学科に出願を変更する場合をいう。
- 2 当初の出願先が北海道おといねっぴ美術工芸高等学校工芸科(市町村立高等学校)の場合の出願変更
(イ)の規定を適用する。

- (ウ) 総合学科へ出願した者が、当初出願した課程と同一課程の総合学科又は他の学科に出願を変更する場合

【留意事項】

(ア)、(イ)及び(ウ)において、普通科に出願を変更するときに出願者の保護者の住所が通学区域規則第2条に定める通学区域に存しない場合は、同規則第3条又は第4条の規定が適用される。

- ウ 出願変更の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和2年1月29日(水)～令和2年2月4日(火) (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (4日は16:00までとする。)

- エ 出願者の手続

出願の変更をしようとする出願者は、出願変更願(別記様式7)を中学校長を経由して当初出願した高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当初出願した高等学校長に提出すること。

- オ 高等学校長の手続

- (ア) 出願変更承認書

当初出願を受け付けた高等学校長は、中学校長又は成人の出願者から出願変更願の提出があった場合、出願者に対し、出願変更承認書(別記様式8)を交付すること。

- (イ) 出願変更通知書及び出願書類

当初出願を受け付けた高等学校長は、出願変更先の高等学校長に対し、令和2年(2020年)2月12日(水)までに「出願変更通知書(別記様式9)」、出願変更願の写し及びその出願者の出願書類を送付すること。

なお、当初出願を受け付けた高等学校長は、速やかに出願変更先の高等学校長に対し、出願変更の状況を電話等により連絡すること。

- (ウ) 受検票

出願変更先の高等学校長は、出願者に対し、令和2年(2020年)2月14日(金)までに受検票を交付すること。

- カ 出願変更状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

- (ア) 中間発表

区分	期日	時間	場所
高等学校(掲示)	1月31日(金)	16:30	各高等学校

- (イ) 最終発表

区分	期日	時間	場所
高等学校(掲示)	2月14日(金)	10:00	各高等学校
全道(発表)			高校教育課

【留意事項】

- 1 出願変更状況の発表は、別記様式18の2の「倍率 $\frac{(E)}{(A)}$ 」の欄までとする。

- 2 中間発表については、令和2年(2020年)1月31日(金)正午現在の数とする。

- (2) 特別の場合

- ア 全日制の課程の場合

- (ア) 出願後において、普通科の出願者で、保護者の住所の移転に伴い新住所が当初出願した学区と異なる学区となる場合は、新住所の存する学区内の全日制の課程の普通科に出願の変更をすることができる。

【留意事項】

- 1 全日制の課程の出願者のうち、保護者の転勤(内定)等に伴い令和2年(2020年)4月7日(火)までに保護者の住所の移転が確実に見込まれる場合にも、出願変更をすることができる。この場合、転勤(内定)証明書等その事情を証明する書類を添付すること。

2 出願の変更をしない場合は、通学区域規則第3条又は第4条の適用を受ける。

- (イ) 出願後において、普通科以外の学科の出願者で、保護者の住所の移転に伴い新住所の存する地域の高等学校に出願しようとする場合は、当初出願した課程・学科と同一の課程・学科に限り出願の変更をすることができる。ただし、移転後の住所の存する地域から、当初出願した課程・学科の設置されている高等学校への通学が極めて困難な場合は、同一の課程の他の学科に出願の変更をすることができる。

【留意事項】

ただし書により、例えば、全日制の課程の商業科から全日制の課程の普通科への変更をすることができる。

- (ウ) 出願後において、特別の事情がある場合は、定時制の課程へ出願の変更をすることができる。

イ 定時制の課程の場合

出願後において、出願者の就職の決定(内定を含む。)又は保護者の住所の移転に伴い、他の高等学校の定時制の課程に出願の変更をしようとする場合は、出願する学科を変更することができる。

ウ 特別の場合の出願変更は、選抜の実施に支障のない限り、これを認めることができる。

エ 特別の場合の出願変更の手続は、一般の場合の出願変更の手続に準じて行うものとし、この場合において、出願変更願を受けた高等学校長は、変更先の高等学校長と協議するものとする。

【留意事項】

当初市立札幌大通高等学校に出願した出願者が出願変更した場合は、出願者のいる中学校長は、変更先の高等学校長に個人調査書を送付すること。

【留意事項】

1 出願変更に伴う入学願書その他の出願書類の取扱いについては、次による。

(1) 道立高等学校間における場合

当初の出願先の高等学校長は、次の手続をすること。

ア 入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書する。

イ 全ての出願書類を出願変更通知書とともに、変更先の高等学校長に送付する。

ウ 入学願書受付簿の備考欄に回付の理由、回付の年月日等必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数から除く。

エ 中学校長又は成人の出願者に対し、当該出願者についての出願書類等を変更先の高等学校長に送付した旨を通知する。

(2) 道立高等学校から市町村立高等学校への場合

ア 出願者は、当該市町村所定の入学願書及び当初出願した高等学校長から交付を受けた出願変更承認書を中学校長を経由して変更先の高等学校長に提出すること。この際、新たに提出する入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書するとともに、当初出願した学校、課程及び学科を同じく朱書すること。ただし、成人の出願者が書類を提出する場合には、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

イ 当初の出願先の高等学校長は、次の手続をすること。

(ア) 既に提出された入学願書及び受検票を留め置き、その他の書類は、出願変更通知書とともに、変更先の高等学校長に送付する。

(イ) 入学願書受付簿の備考欄に必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数から除く。

(ウ) 中学校長又は成人の出願者に対し、当該出願者についての出願書類等を変更先の高等学校長に送付した旨を通知する。

(3) 市町村立高等学校から道立高等学校への場合

ア 出願者は、前記(2)のアに準じて手続をすること。この際、新たに提出する入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書するとともに、当初出願した学校、課程及び学科を同じく朱書すること。

イ 当初の出願先の高等学校長は、前記(2)のイに準じて手続をすること。

(4) 変更先の高等学校においては、次の手続をすること。

ア 入学願書受付簿の備考欄に回付された理由等必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数に算入する。

イ 前記(1)の場合、入学願書、写真台紙及び受検票の受検番号欄の()内並びに写真台紙及び受検票の高等学校及び学科の欄の(※)内に必要事項を記入する。この場合、当初出願の高等学校、課程、学科及び受検番号は、消去する。

ウ 出願変更した者について、必要があれば中学校長に対し、学習成績一覧表の送付を求めることができる。

- 2 出願変更に伴う入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」(昭和59年(1984年)12月1日付け教高第1171号教育長通達)を参照すること。

9 学力検査

(1) 学力検査の実施

全日制の課程については、学力検査を実施することとし、定時制の課程については、実施しないこととする。

【留意事項】

問題用紙等の送付及び保管

1 学力検査の問題用紙等は、各高等学校長あて、直接、書留小包等により送付する。送付期日、部数等については、別に通知する。

2 小包は、数個に分かれている場合があるので、別に通知する明細書と照合の上、異常の有無を所轄の教育局長に電話等により報告するとともに、厳重に保管すること。

3 「8 出願変更」、「12 委託受検」又は道外からの出願等により、送付を受けた問題用紙等に不足を生じたときは、その内訳を明確にし、学校教育局高校教育課長に、不足数を電話により請求すること。

(2) 検査期日及び検査時間

ア 検査期日

学力検査の期日は、令和2年(2020年)3月4日(水)とする。

イ 検査時間

検査時間は次のとおりとする。

検査時間	9:20 ～ 10:10	10:30 ～ 11:20	11:40 ～ 12:30	13:30 ～ 14:20	14:40 ～ 15:30
教科	第1部 国語	第2部 数学	第3部 社会	第4部 理科	第5部 英語

なお、英語の聞き取りテストの時間は、第5部の検査時間の中に含む。

ウ 解答に要する時間は各45分とし、検査時間の開始の直後に受検者に対する注意、問題用紙等の配付に要する時間を5分間設けること。

【留意事項】

1 問題用紙及び解答用紙

(1) 問題用紙及び解答用紙を入れた封筒の表書は、次のとおりである。

令和2年度	
第〇部	
(教科)	
問題用紙	各〇〇部入り
解答用紙	
注意事項 開封は、検査室において行うこと。	

(2) 封筒は、教科別に5種類である。ただし、第5部の英語の聞き取りテストの放送台本は別の封筒としている。

(3) 各教科の封筒には、問題用紙と解答用紙が、同じ部数入れている。

(4) 正誤表を別に送付する場合もあるので、その場合は、訂正をすること。

(5) 開封は、当該教科の検査時間の直前に検査室において行うこと。

2 正答表

正答表を入れた封筒の表書は、次のとおりである。

令和2年度
第○部
(教科)

正 答 表 ○部入り

注意事項 当該教科の検査終了まで厳重に保管すること。

(3) 検査教科及び配点

学力検査を行う教科は、国語、数学、社会、理科及び英語とし、配点は、各教科とも60点とする。

(4) 出題の方針

ア 学力検査は、中学校学習指導要領に示されている教科の目標に即して、基礎的・基本的な知識・技能を重視して出題する。なお、北方領土に関する内容を出題することとする。

イ 国語、数学及び英語の学力検査において、学校の裁量により解答させる問題（以下「学校裁量問題」という。）を出題する。

(5) 受検者の持参すべきもの

ア 受検票

イ 鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム、定規（分度器の付いていないもの）、コンパス及び鉛筆削り

なお、計算機（時計型、ペンシル型を含む。）、携帯電話（スマートフォンやPHSを含む。）、辞書機能付時計等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

ウ 上履き及び昼食

【留意事項】

1 受検場の設営

- (1) 解答に示唆を与えるような教室・廊下等の掲示物は、あらかじめ撤去しておくこと。
- (2) 検査の前日、一定の時間を定めて出願者に受検場を公開すること。
- (3) 廊下等に標識を付けて、受検者の便宜を図ること。

2 学力検査の実施

- (1) 検査終了に際しては、問題用紙を回収せず、解答用紙のみを提出させること。
- (2) 解答用紙の右欄又は下欄にある出願先学校名、受検番号及び出身学校名を必ず記入するよう受検者に注意すること。
- (3) 必要に応じて受検者を早めに登校させ、検査の開始に先立って、受検についての注意を与えること。
- (4) 突発的な事故等により検査時間を変更する場合には、所轄の教育局長及び学校教育局高校教育課長に電話で連絡し、指示を受けること。
- (5) 検査開始時刻に遅れて登校又は入室した者については、支障のない限り受検させること。
- (6) 検査時間の終了までは、受検者を退室させないこと。
- (7) 身体の不調等のため、他の受検者と同じ状態で検査を受けることのできない者については、適切に検査を受けられるよう配慮すること。

3 答案の保管

学力検査の答案は厳重に保管すること。

4 問題等の公表

各教科の検査終了後、問題用紙及び正答表を外部に配布し、又は校内等に掲示することは差し支えない。

10 面接等

(1) 全日制の課程に係る面接

ア 高等学校長は、出願者の全員又は過年度卒業の出願者の全員について面接を行うことができる。

【留意事項】

アにおける出願者の全員とは大学科ごとの出願者の全員をいう。

イ 令和2年（2020年）3月5日（木）に行うこと。ただし、これにより難しい場合は前

日の学力検査終了後に行うことができる。

(2) 全日制の課程に係る実技、作文

ア 高等学校長は、学科ごとに受験者の全員(第2志望の者を含む。)について、実技、作文を行うことができる。

イ 令和2年(2020年)3月5日(木)に行うこと。

(3) 定時制の課程に係る面接

ア 受験者の全員について行うものとする。

イ 令和2年(2020年)3月4日(水)に行うこと。

11 学力検査及び面接等の会場

(1) 学力検査の受験場及び面接等の会場

学力検査の受験場及び面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

(2) 保護者の住所が羽幌町大字焼尻に存する出願者の場合

保護者の住所が羽幌町大字焼尻に存する出願者のうち、出願先の高等学校で受験することが著しく困難な者は、羽幌町焼尻総合研修センター(以下「特設受験場」という。)で、次の手続により受験することができる。

【留意事項】

羽幌町大字焼尻所在の中学校長は、特設受験場における受験の希望者を調査し、令和2年(2020年)1月20日(月)までに留萌教育局長に連絡すること。

ア 特設受験場において受験を希望する者は、特設受験場受験願(別記様式10)を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

イ 特設受験場受験願の受付日は、令和2年(2020年)1月24日(金)及び1月27日(月)とする。

ウ 出願先の高等学校長は、令和2年(2020年)1月30日(木)までに特設受験場受験承認書(別記様式11)を中学校長を経由して、特設受験場で受験を希望する者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。

【留意事項】

推薦入学において合格内定者とならなかった者が、再出願をする場合の取扱いについては、次のとおりとする。

1 特設受験場受験願の受付日は、令和2年(2020年)2月21日(金)とする。

2 出願先の高等学校長は、令和2年(2020年)2月27日(木)までに特設受験場受験承認書(別記様式11)を中学校長を経由して、特設受験場で受験を希望する者に交付すること。

エ 出願先の高等学校長は、受験者名簿及び写真を令和2年(2020年)2月27日(木)正午までに留萌教育局長に送付すること。

オ 留萌教育局長は、学力検査実施後、受験者名簿に受験の有無を記入の上、答案及び写真とともに出願先の高等学校長に速やかに送付すること。

カ 特設受験場で受験する者は、学力検査の当日、特設受験場受験承認書を提示して受験すること。

【留意事項】

留萌教育局長は、特設受験場での受験者に欠席や身体の不調等があったときは、速やかに出願先の高等学校長に電話により通知すること。

12 委託受験

離島及び5級のへき地の学校に就学すべき地域に保護者の住所の存する出願者又は保護者の住所の移転に伴い出願変更をした出願者のうち、出願先の高等学校で学力検査を受検することが著しく困難な者は、次の手続により他の高等学校において学力検査を受検すること(以下「委託受験」という。)ができる。

(1) 委託受験を希望する者は、委託受験願(別記様式12)を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

(2) 委託受験願の受付日は、令和2年(2020年)1月24日(金)及び1月27日(月)とする。ただし、「8 出願変更」の(2)に定める「特別の場合」の出願変更等をした出願者については、選抜事務に支障のない限り、この受付日以後においても受け付けることができる。

(3) 出願先の高等学校長は、委託先の高等学校長の同意を得て、令和2年(2020年)1月

30日(木)までに委託受検承認書(別記様式13)を中学校長を経由して、委託受検を希望する者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。

- (4) 出願先の高等学校長は、受検者名簿及び写真を、令和2年(2020年)2月27日(木)正午までに委託先の高等学校長に送付すること。
- (5) 委託先の高等学校長は、学力検査実施後、受検者名簿に受検の有無を記入の上、答案及び写真とともに出願先の高等学校長に速やかに送付すること。
- (6) 委託受検をする者は、学力検査の当日、委託受検承認書を提示して受検すること。

【留意事項】

委託先の高等学校長は、委託受検者に欠席や身体の不調等があったときは、速やかに出願先の高等学校長に電話により通知すること。

13 入学者の選抜

高等学校長は、入学者の選抜に当たっては、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

また、次の事項に留意し、校内に「入学者選抜委員会」を設けるなどして、選抜事務を公正かつ的確に実施すること。

(1) 全日制の課程に係る選抜

ア 次に示す資料を総合的に評価して行うこと。

(ア) 個人調査書及び学習成績一覧表(成人の出願者を除く。)

(イ) 学力検査の成績

特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を行うことができる。

傾斜配点を行う教科は1～3教科、得点の倍率は1.5～2倍とする。

(ウ) 面接、実技、作文を行った場合は、その結果

(エ) 健康診断書(体育に関する学科の出願者に限る。)

イ 特別の事情により、上記アの資料の一部が欠ける場合は、高等学校長の判断によること。

ウ 入学者の選抜に当たっては、次に示す方法で、合格者を決定すること。

(ア) 募集人員の70%程度については、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績を同等に取り扱い、選抜を行うこと。

(イ) 募集人員の15%程度については、個人調査書の内容等を重視して、選抜を行うこと。

(ウ) 募集人員の15%程度については、学力検査の成績を重視して、選抜を行うこと。

【留意事項】

1 ウの(ア)において、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績とを同等に取り扱うことについては、次により作成した相関表を用いて、その適正を図ること。

なお、学力検査において傾斜配点を行った場合は、総得点を300点満点に換算した上で(小数第1位を四捨五入する。)相関表を用いること。

(1) 各教科の評定の記録については、個人調査書の「評定の合計」の欄の㊦の数字を用い、学力検査の成績については、各教科の得点の合計を用いる。

(2) 相関表は、次のように各教科の評定の記録を縦に、学力検査の成績を横にとって作成する。

		相 関 表		
		1	2	3
各教科の評定の記録	学力検査の成績	300 }	288 }	276 }
		289	277	265
A	315～296			
B	295～276			
C	275～256			

注1 各教科の評定の記録は、20点ごとに区切り、上から「A」、「B」、「C」……の段階とする。ただし、最終の段階「M」は、75点以下とする。

注2 学力検査の成績は、12点ごとに区切り、左から「1」、「2」、「3」……の段階とする。ただし、最終の段階「25」は、12点以下とする。

注3 推薦入学者選抜による合格内定者は除いて作成する。

2 選抜の手順については、次により行うこと。

- (1) ウの(ア)による選抜を最初に行うこと。
- (2) ウの(ア)において合格とならなかった者を対象に、ウの(イ)、(ウ)の方法により選抜を行うこと。なお、ウの(イ)、(ウ)の方法による選抜の順序については、高等学校長の判断によること。
- 3 ウの(イ)の方法による選抜においては、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績の重視の比率や個人調査書の「各教科の評定」以外の記録で重視する項目や実技など重視する内容は各学校で定めること。
- 4 ウの(ウ)の方法による選抜においては、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績の重視の比率は各学校で定めること。
- 5 採点
 - (1) 採点は、「正答表」によって正確に行うこと。
 - (2) 解答について疑問が生じた場合は、校内で協議し、全ての答案について同じ基準で採点に当たること。

エ 出願学科について、第1志望のほか第2志望があるときは、できるだけ第1志望を優先して、選抜を行うこと。

オ 「第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望」については、当該学科の合格者が募集人員に達しない場合に入学選抜の対象とし、当該学科へ入学させるよう配慮すること。

(2) 定時制の課程に係る選抜

ア 次に示す資料を総合的に評価して行うこと。

(ア) 個人調査書及び学習成績一覧表（成人の出願者を除く。）

(イ) 面接の結果

イ 特別の事情により、前記アの資料の一部が欠ける場合は、高等学校長の判断によること。

14 合格発表

高等学校長は、令和2年(2020年)3月17日(火)午前10時に合格者の受検番号を発表(掲示)するとともに、本人に通知すること。

【留意事項】

- 1 高等学校長は、合格者の発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者についての学力検査の成績並びに合格者の受検番号及び氏名を通知すること。
なお、郵送する場合には、一般書留又は簡易書留とすること。
- 2 高等学校長は、合格者の受検番号について、合格発表後速やかに当該高等学校のウェブページに掲載すること。

15 合格者の追加

(1) 高等学校長は、合格発表後、合格者からの入学しない旨の意思表示によって合格者の数が募集人員に達しないときは、特別の事情がない限り合格者の追加を行うこと。

(2) 追加した合格者への通知は、令和2年(2020年)3月18日(水)に行うものとする。

【留意事項】

- 1 入学意思の確認
 - (1) 中学校長は、合格者に対し、令和2年(2020年)3月17日(火)午後3時30分までに確実な方法により入学意思の有無を報告させること。
 - (2) 中学校長は、令和2年(2020年)3月18日(水)午前9時30分までに、入学意思のないことが確認された合格者の氏名を当該高等学校長に報告すること（あらかじめ電話等により通知しておくこと）。
 - (3) 高等学校長は、当該中学校長から入学意思のない合格者の氏名の報告を受けたときは、当該中学校長に対し、速やかにその氏名を電話等により確認すること。
- 2 追加合格
 - (1) 高等学校長は、合格者の追加を行う場合には、入学意思の確認が済み次第、令和2年(2020年)3月18日(水)午前9時30分から午後4時30分までにその合格者の中学校長に対し、その旨を通知するとともに、当該合格者に対して直ちに合格の通知を行うこと（中学校長に対し、あらかじめ電話等により通知しておくこと）。
 - (2) 高等学校長から合格者の追加について通知を受けた中学校長は、当該合格者の入学意思を確認の上、令和2年(2020年)3月18日(水)午後4時30分までに高等学校長に報告すること。
なお、その合格者が私立高等学校に併願している場合であって、公立高等学校に

入学する意思を有するときは、令和2年(2020年)3月19日(木)午後4時までに当該私立高等学校長に対しその旨を連絡すること。

16 第2次募集

(1) 第2次募集を行う場合

- ア 合格者の数が募集人員に満たないとき。
 イ 合格者のうちに入学意思のない者等が出たため、合格者の追加を行っても、なお入学予定者の数が募集人員に満たないとき。

(2) 募集人員の発表

区分	期日	時間	場所
高等学校(掲示)	3月19日(木)	9:00	各高等学校
全道(発表)	3月19日(木)	当日中	高校教育課

【留意事項】

第2次募集の募集人員の発表内容は、課程、学科名及び第2次募集人員とする。

(3) 出願資格

出願資格は、「2 出願資格」と同様とする。ただし、次の者の出願は認めない。

- ア 当初の入学選抜において合格(合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。)している者
 イ 推薦入学選抜又は連携型入学選抜において、面接を欠席した者又は合格内定後入学確約書を提出しなかった者

(4) 出願できる高等学校

出願できる高等学校は、「3 出願できる高等学校」に定めるところによる。

(5) 出願の受付

第2次募集による出願の受付期間及び受付時間は、全日制及び定時制ともに次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和2年3月23日(月)～令和2年3月24日(火)	9:00～16:30

(6) 出願の手続

- ア 出願者は、受検(出願)証明書交付願(別記様式14)を中学校長を経由して、さきに受検した高等学校長に提出すること(当初の入学選抜において出願しなかった者を除く。)
 イ 受検(出願)証明書交付願の提出を受けた高等学校長は、受検(出願)証明書(別記様式15)を当該出願者に交付するとともに、速やかにその者の学力検査成績証明書(別記様式16)を出願先の高等学校長に送付すること。

【留意事項】

当初の入学選抜において学力検査を受けなかった者又は定時制の課程に出願した者については、受検(出願)証明書交付願及び受検(出願)証明書の手続のみを行うこととし、学力検査成績証明書の送付は要しないこと。

ウ 出願者は、「6 出願の手続」の(1)に定める入学願書その他必要書類を受検(出願)証明書(当初の入学選抜において出願しなかった場合を除く。)とともに、中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

エ さきに受検した高等学校の他の課程又は学科に出願する出願者については、入学願書のみを中学校長を経由して、当該高等学校長に提出すること。

オ 上記ア、ウ及びエにおいて、成人の出願者が書類を提出する場合は、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

カ 中学校長は、「6 出願の手続」の(2)のイに定める書類を、令和2年(2020年)3月25日(水)正午までに当該出願先の高等学校長に送付すること。

なお、当初の入学選抜において出願しなかった者については、事情を説明した書類を添付すること。

キ 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、出願者に受検票を交付すること。

【留意事項】

- 第2次募集に出願する場合には、入学願書の備考欄に連絡先の電話番号を記入すること。
- 第2次募集に出願する者は、当該出願時に入学検定料を納付することとなるので、留意すること。

(7) 入学者の選抜

入学者の選抜については、「13 入学者の選抜」に定めるところによる。

なお、全日制の課程において、学力検査成績証明書を欠く場合は、作文、必要により面接等を行い、その結果を選抜のための資料とすること。

(8) 合格発表

高等学校長は、令和2年(2020年)3月27日(金)までに合格者の受検番号を発表(掲示)するとともに、本人に通知すること。

(9) その他

定時制の課程において、第2次募集終了後、入学希望者がある場合は、令和2年(2020年)4月10日(金)までの間に選抜の上、入学させることができる。

【留意事項】

高等学校長は、合格発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者についての合格者の氏名を通知すること。

なお、郵送する場合には、一般書留又は簡易書留とすること。

17 道外からの出願者の手続

(1) 出願できる場合

ア 保護者の住所が道外に存する場合で、令和2年(2020年)4月7日(火)までに道内に住所を移転することが確実なとき。

イ 出願先の高等学校長が、特別の事情があると認めたとき。

(2) 出願の期日

出願の受付は、令和2年(2020年)2月28日(金)までとする。

(3) 出願の手続

出願の手続は、「6 出願の手続」の項目によるほか、出願事情説明書(別記様式17)を提出すること。ただし、個人調査書及び学習成績一覧表については、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができる。

18 学力検査の得点の口頭による開示

高等学校長は、受検者からの口頭による開示請求により、本人の学力検査の合計得点及びその教科別得点を開示できる。

(1) 開示対象者

受検者本人とする。

(2) 開示場所

出願した高等学校

(3) 開示の方法

開示するために別に作成した成績一覧表において、他の受検者の結果が記録されている部分を紙等で覆うことにより、又は出願者ごとに作成した成績単票により閲覧に供する。

(4) 開示期間

開示の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和2年3月18日(水)～令和2年3月31日(火) (日曜日、土曜日及び春分の日を除く。)	9:00～16:30

【留意事項】

1 「口頭による開示請求に係る個人情報の開示に関する要綱」(平成6年(1994年)9月28日教育長決定)による。

2 高等学校長は、受検票、身分証明書等により、本人であることを確認すること。

19 北海道教育委員会への報告

区分	番号	報告事項	報告月日	高校→教育局		教育局→高校教育課		報告内容等
				時間	方法	時間	方法	
学力検査日前	1	面接、実技、作文の実施	11月7日(木)	この日まで	文書	11月15日(金)まで	C. S.	別記様式24、24の2
	2	出願状況	1月27日(月)	10:00まで	電話又はファックス	13:00まで	同上	別記様式18
	3	出願変更後	2月7日	11:00	同上	2月10日	同上	別記様式18の

		の出願状況	(金)	まで		(月) 10:00まで		2
	4	検査問題用紙等の到着状況及び保管	到着後	直ちに	同上	管内取りまとめ後直ちに	同上	受領個数、こん包の異常の有無等
	5	再出願後の出願状況	2月27日(木)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	別記様式18の2
	6	特別な措置を必要とする生徒の状況	2月28日(金)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	別記様式23
	7	関係機関への警備の要請の状況及び校内点検状況	3月3日(火)	16:30まで	同上	17:15まで	電話	警備依頼先、校内の異常の有無
学力検査日	8	検査当日の交通及び天候状況	3月4日(水)	5:30まで	電話	6:00まで	同上	交通障害の有無、天候の状況等
	9	検査開始後の状況及び特別な措置をとった生徒の状況	3月4日(水)	開始直後	電話又はファックス	管内取りまとめ後直ちに 10:30まで	同上 C. S.	1 開始の異常の有無 2 学力検査受検者数(他校に委託した受検者を含む。) 3 学力検査欠席者数(出願の取消しの申出があった場合は欠席として取り扱う。) 4 特別な措置をとった生徒の状況
	10	事故発生とその対応状況(検査の遂行に支障のある場合に限る。)	3月4日(水)	その都度直ちに	電話	直ちに	電話	緊急措置の内容等
	11	学力検査終了状況	3月4日(水)	終了後直ちに	電話又はファックス	管内取りまとめ後直ちに	同上	終了時刻、検査状況等
	12	面接等の終了状況	3月4日(水)	同上	同上	同上	同上	同上
	13	面接等の終了状況(全日制)	3月5日(木)	同上	同上	同上	同上	同上
学力検査日	14	合格者数及び欠員	3月17日(火)	10:00まで	同上	13:00まで	C. S.	別記様式19

後	15	追加合格者数及び第2次募集の人員	3月19日(木)	9:30まで	同上	11:00まで	同上	別記様式20
	16	第2次募集の合格者数	3月27日(金)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	別記様式21
	17	学力検査の得点の口頭による開示実施件数	4月3日(金)	この日まで	同上	4月6日(月)まで	同上	別記様式25、25の2
	18	入学者選抜実施結果状況調査票	4月10日(金)	この日まで	文書	4月24日(金)まで	文書	別途指示
	19	定時制の第2次募集後の入学者数	4月13日(月)	10:00まで	電話又はファックス	13:00まで	C. S.	別記様式22

※ C. S. は、北海道行政情報コミュニケーションシステムのことである。

20 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- (2) 特別な配慮を必要とする障がい等のある生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。
- (3) 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合、誤った出願があった場合等、この要項により難い場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

【留意事項】

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願者の請求による出願書類用紙等の送付
- 2 出願変更における当初の出願先の高等学校長から変更先の高等学校長への出願書類の送付
- 3 委託受検における出願先の高等学校長から委託先の高等学校長への受検者名簿及び写真の送付並びに委託先の高等学校長から出願先の高等学校長への答案及び写真の送付
- 4 第2次募集における学力検査成績証明書の受検先の高等学校長から出願先の高等学校長への送付

参考 北海道立高等学校学則別記第 3 号様式

				※受 検 番 号		()				
収入証紙										
入 学 願 書										
令和 年 月 日										
北海道 高等学校長 様										
出願者署名										
保護者署名										
貴校に入学したいので、許可してください。										
出願 課程		全日制の課程 定時制の課程		出願学科		第 1 志望	第 2 志望	第 1 志望及 び第 2 志望 の学科以外 の学科への 入学の希望	希望の有無	学 科 名
						科	科		有 ・ 無	科
出 願 者	ふりがな 氏 名				昭和・平成 年 月 日生	保 護 者	ふりがな 氏 名			
	現 住 所	□□□-□□□□					現 住 所	□□□-□□□□		
	出身(在籍)									
	中 学 校						電 話	番		
	中学校卒業 (卒業見込) 年 月 日						出 願 者 と の 関 係			
入 学 者 選 抜 に お け る 特 別 な 配 慮 の 希 望 の 有 無						有 ・ 無				
全日制の課程の 普通科へ就学す るときの区分		1 通学区域規則第 2 条による就学 2 通学区域規則第 3 条第 1 号による就学 3 通学区域規則第 3 条第 2 号による就学 4 通学区域規則第 3 条第 3 号による就学 5 通学区域規則第 4 条第 1 項第 1 号による就学 6 通学区域規則第 4 条第 1 項第 2 号による就学 7 通学区域規則第 4 条第 1 項第 3 号による就学 (「通学区域規則」とは、北海道立高等学校通学区域規則(平成16年北海道教育委員会規則第 1 号) をいう。)								
備 考										

記入上の注意

1 「出願課程」、「第 1 志望及び第 2 志望の学科以外の学科への入学の希望の有無」、「出願者の生年月日」、「入学者選抜に
おける特別な配慮の希望の有無」及び「全日制の課程の普通科へ就学するときの区分」の欄は、該当する文字又は記
号を○で囲むこと。

2 「出願者」の欄の中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとし、中等教育学校の前期
課程の場合は、「卒業」を「修了」と読み替えること。

3 ※印の欄は記入しないこと。

4 推薦入学者選抜により出願する者は、「※受検番号」の欄の左余白に㊦と朱書すること。

5 連携型入学者選抜により出願する者は、「※受検番号」の欄の左余白に㊧と朱書すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦型とする。

(注) 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

別記様式1 (日本産業規格A4縦型)

写真台紙

※受検番号()

ふりがな 出願者氏名	
出身(在籍)中学校	
高等学校	北海道 (※北海道 高等学校)
課程	全日制の課程 定時制の課程
学科	科 (※ 科)

(令和元年十月一日以降に
上半身を正面から撮影したもの)

写真を貼る位置

(縦七センチメートル、横五センチメートル)

(注) 1 ※印の欄は、記入しないこと。
2 出身(在籍)中学校には義務教育学校の後
期課程及び中等教育学校の前期課程を含む
ものとする。こと。
3 課程は、該当する文字を○で囲むこと。
4 推薦入学者選抜の出願者は、受検番号欄
の左余白に(推)と朱書すること。
5 連携型入学者選抜の出願者は、受検番号
欄の左余白に(連)と朱書すること。

令和2年度(2020年度)道立高等学校受検票

※受検番号()

出願者氏名	
出身(在籍)中学校	
高等学校	北海道 (※北海道 高等学校)
課程	全日制の課程 定時制の課程
学科	科 (※ 科)

記入上の注意

1 出身(在籍)中学校
には義務教育学校の
後期課程及び中等
教育学校の前期課程
を含むものとする。こと。
2 課程は、該当する
文字を○で囲むこと。
3 学科は、第1志望
の学科名を記入する
こと。
4 ※印の欄は、記入
しないこと。
5 推薦入学者選抜の
出願者は、受検番号
欄の左余白に(推)と
朱書すること。
6 連携型入学者選抜
の出願者は、受検番
号欄の左余白に(連)と
朱書すること。

(備考)

(注) 備考欄は、検査の教科、時間及び持参すべきものの記載等に利用すること。

20

(一般・推薦・連携型) 出願者一覧表

出願先	北海道 高等学校		学校名	中学校 校長名		所在地	□□□-□□□□ (電話)		
番号	課程 学科	出願者氏名	性別	備 考	番号	課程 学科	出願者氏名	性別	備 考
1									
2									
3									
4									
5									
				男		女		計	
(一般・推薦・連携型) 出願者数				人		人		人	

(注) 1 課程別に作成し、一般出願、推薦出願及び連携型出願を別葉にすること。
2 一般、推薦及び連携型のいずれかを○で囲むこと。
3 「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者については、備考欄に、「道外」と記入すること。

別記様式 3 (日本産業規格 A 4 縦型)

個人調査書				受検番号							
出願先高等学校		北海道									
		全日制課程 高等学校 通信									
1 学籍 の 記 録	学校名及び所在地										
	ふりがな氏名		平成 年 月 日生 (性別)			卒業年月	平成 年 月 卒業 令和 卒業見込				
	備考(転学の記録など)										
2 各 教 科 の 学 習 の 記 録	評 定				4 出欠の記録	項目 学年	出席しなければ ならない日数	欠席日数	欠席の主な理由		
	教科	学年	1	2		3	1				
	国語						2				
	社会						3				
	数学					5 特別 活動 の 記 録	第1学年				
	理科						第2学年				
	音楽						第3学年				
	美術										
	保健体育										
	技術・家庭										
	外国語										
	評価の合計	㊦									
		㊧									
		㊨									
	選択教科	国語				6 第3学年の 行動の記録	基本的な生活習慣		思いやり・協力		
		社会					健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護		
		数学					自主・自律		勤労・奉仕		
		理科					責任感		公正・公平		
		音楽					創意工夫		公共心・公德心		
		美術									
		保健体育									
		技術・家庭									
		外国語									
3 総合的な 学習の時間 の記録	第3学年の学習に関する所見				7 総合所見及び指導上参考となる諸事項						
		作成年月日		令和 年 月 日							
		記入者氏名									
		中学校長名		中学校 印							
(注) 1 受検番号を記入すること。ただし、有朋高校については記入しないこと。										点検者	※
2 ※印の欄は記入しないこと。											

備考 個人調査書の記入について

- 1 1の欄の「備考」には、外国から帰国した生徒についても、その旨を記入すること。
- 2 2の欄は、次により記入すること。
 - (1) 「評定」の欄は、次により記入すること。
 - ア 第1学年及び第2学年については、生徒指導要録に記載されているものに基づいて記入すること。
 - イ 第3学年については、出願の時点における学習状況を踏まえて記入すること。
 - ウ 「評定の合計」の欄は、次により記入すること。
 - (ア) ㉞の欄には、その学年の各教科の評定の合計を記入すること。
 - (イ) ㉜の欄には、㉞の欄に記入した数を、第1学年及び第2学年についてはそれぞれ2倍した数を、第3学年については3倍した数を記入すること。
 - (ウ) ㉝の欄には、㉜の欄に記入した数の全学年の総和(最高315、最低63)を記入すること。
 - エ 「選択教科」の欄には、A、B、Cの3段階で評定を記入し、選択しなかった教科については、斜線を引くこと。
 - (2) 「第3学年の学習に関する所見」の欄には、第3学年における観点別学習状況の各教科の評価を含め、各教科全体を通して見られる特徴などにおいて、特に顕著な事項について記入すること。
- 3 3の欄には、第3学年の総合的な学習の時間における学習活動の内容、並びに出願者がその学習活動を通して身に付けた力などについての顕著な事項を記入すること。
- 4 4の欄の「欠席の主な理由」の欄は、具体的に記入すること。
- 5 5の欄には、例えば、特別活動における学級・生徒会の委員経験、学校行事の活動状況などを記入すること。
- 6 6の欄は、第3学年について出願の時点までの状況を踏まえて記入すること。
- 7 7の欄には、個人調査書の1から6までの各欄に記載されていない事項、例えば、出願者の特徴・特技、学校内外における奉仕活動、表彰を受けた行為や活動(文化活動・スポーツ活動等)、出願者の成長に関わる総合的な所見など、出願者の長所を把握する上で参考となるような事柄や進歩の状況について記入すること。また、学力検査を実施しない各教科のそれぞれの学習の成果が選抜の資料として十分生かされるよう、特に顕著な事項があれば記入すること。
- 8 過年度卒業生については、生徒指導要録に基づいて記入すること。ただし、2の「第3学年の学習に関する所見」の欄及び3の欄は、斜線を引くこと。

別記様式4 (日本産業規格A4縦型)

学 習 成 績 一 覧 表

提出先 高等学校	北海道	高等学校
-------------	-----	------

令和 年 月 日

中学校長名



氏 名	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	技 術 ・ 家 庭	外 国 語

5 段階 評 定 の 人 数	5	人							
	4	人							
	3	人							
	2	人							
	1	人							
計		人							

- (注) 1 第3学年全員について作成すること。
 2 氏名の欄には、本表の提出先高等学校に出願した生徒についてのみ、氏名を記入すること。
 3 中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式5 (日本産業規格A4縦型)

入 学 願 書 受 付 票

令和 年 月 日

中学校長 様

高等学校長名



次のとおり入学願書を受け付けました。

課 程	学 科	出願者数	備 考 (一般・推薦・連携型の別等)

別記様式6 (日本産業規格A4横型)

令和2年度(2020年度)入学願書受付簿(一般・推薦・連携型)

(課程 科)

受付番号	受付月日	氏名	性別		出身中学校	就学区	備考
			男	女			

- (注) 1 備考欄を区分して、受検番号、出願変更、再出願、住所などの記入に使用することは差し支えない。
2 一般出願、推薦出願及び連携型出願を別葉にすること。
3 一般、推薦及び連携型のいずれかを○で囲むこと。
4 「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者については、就学区分欄に、「道外」と記入すること。

別記様式 7 (日本産業規格 A 4 縦型)

出 願 変 更 願

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

ふりがな
出願者署名
保護者署名

私は、貴高等学校に出願しましたが、次により出願変更したいので、承認してください。
記

1 変更の理由
(1) 一般の場合の出願変更
(2) 連携型一般入学者選抜又は連携型推薦入学者選抜に係る出願変更
(3) 保護者の転勤等に伴う出願変更 (転居先住所)
(4) 出願者の就職先の決定又は内定に伴う出願変更
(就職 (内定) 先 勤務場所 職 種)

2 変更事項

事 項	出 願 変 更 先				当 初 の 出 願 先				
高 等 学 校									
課 程									
学 科	第 1 志 望	科		第 2 志 望	科		第 1 志 望	科	
	第 1 志望及び第 2 志望 の学科以外の学科への 入学の希望		有 無	科	第 1 志望及び第 2 志望 の学科以外の学科への 入学の希望		有 無	科	
住 所	出願者								
	保護者								
全日制の課程の 普通科へ就学す るときの区分	1 通学区域規則第 2 条による就学 2 通学区域規則第 3 条第 1 号による就学 3 通学区域規則第 3 条第 2 号による就学 4 通学区域規則第 3 条第 3 号による就学 5 通学区域規則第 4 条第 1 項第 1 号による就学 6 通学区域規則第 4 条第 1 項第 2 号による就学 7 通学区域規則第 4 条第 1 項第 3 号による就学 8 () 立高等学校通学区域規則による就学				1 通学区域規則第 2 条による就学 2 通学区域規則第 3 条第 1 号による就学 3 通学区域規則第 3 条第 2 号による就学 4 通学区域規則第 3 条第 3 号による就学 5 通学区域規則第 4 条第 1 項第 1 号による就学 6 通学区域規則第 4 条第 1 項第 2 号による就学 7 通学区域規則第 4 条第 1 項第 3 号による就学 8 () 立高等学校通学区域規則による就学				

上記の願い出があったので、提出します。

在籍 (又は出身) 中学校長名

(注) 1 「変更の理由」については、該当する番号を○で囲むこと。

2 「学科」の欄については、出願大学科に応じて、志望により第 2 志望まで記入すること。2 以上の大学科又は 3 以上の学科を設置している高等学校への出願については、「第 1 志望及び第 2 志望の学科以外の学科への入学の希望」の「有無」の欄の該当する文字を○で囲み、「有」の場合は、その学科名を記入すること。

3 「全日制の課程の普通科へ就学するときの区分」の欄については、該当する番号を○で囲むこと。

4 「全日制の課程の普通科へ就学するときの区分」の欄の 8 の () には、道立高等学校通学区域規則と異なる通学区域規則を定めている市町村名を記入すること。

5 在籍 (又は出身) 中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式8 (日本産業規格A4縦型)

出 願 変 更 承 認 書			
出願者氏名			
令和	年	月	日
付けで願出のあった、北海道		高等学校	課程
科に出願変更することを承認します。			
令和	年	月	日
高等学校長名			印

別記様式9 (日本産業規格A4縦型)

出 願 変 更 通 知 書			
令和 年 月 日			
北海道	高等学校長 様		
高等学校長名			印
本校	課程	科に出願した次の者から、貴校	課程 科に
出願変更をしたい旨の願出があり、これを承認したので、通知します。			
記			
ふりがな 出願者氏名			
変更の理由	1 一般の場合の出願変更 2 連携型一般入学者選抜又は連携型推薦入学者選抜に係る出願変更 3 保護者の転勤等に伴う出願変更(転居先住所) 4 出願者の就職先の決定又は内定に伴う出願変更		

(注) 変更の理由の欄については、該当する番号を○で囲むこと。

別記様式10 (日本産業規格A4縦型)

特 設 受 検 場 受 検 願	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
出願者氏名	
□□□-□□□□	
出願者住所	
保護者氏名	
□□□-□□□□	
保護者住所	
私は、次の理由により、 において受検したいので、承認してください。 記 理由 上記のことについて願い出があったので、提出します。	
在籍(又は出身)中学校長名 印	

(注) 在籍(又は出身)中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式11 (日本産業規格A4縦型)

特 設 受 検 場 受 検 承 認 書	
出願者氏名	
令和 年 月 日付で願い出のあった、 において受検することを承認します。	
令和 年 月 日	
高等学校長名 印	

別記様式12 (日本産業規格A4縦型)

委 託 受 検 願	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
出願者氏名	
□□□-□□□□	
出願者住所	
保護者氏名	
□□□-□□□□	
保護者住所	
私は、次の理由により、北海道 高等学校において受検したいので、承認 してください。	
記	
理由	
上記のことについて願い出があったので、提出します。	
在籍(又は出身)中学校長名 印	

(注) 在籍(又は出身)中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式13 (日本産業規格A4縦型)

委 託 受 検 承 認 書	
出願者氏名	
令和 年 月 日付で願い出のあった、北海道 高等学校におい て受検することを承認します。	
令和 年 月 日	
高等学校長名 印	

別記様式14 (日本産業規格A 4 縦型)

受 検 (出 願) 証 明 書 交 付 願	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
出願者氏名	
保護者氏名	
私は、貴校を受検（貴校に出願）しましたが、北海道 高等学校（ 課程 科）の第2次募集に出願したいので、受検（出願）証明書を交付して ください。	
上記のことについて願い出があったので、提出します。	
在籍（又は出身）中学校長名	印

(注) 在籍（又は出身）中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式15 (日本産業規格A 4 縦型)

受 検 (出 願) 証 明 書	
出願者氏名	
上記の者は、本校を受検（本校に出願）したことを証明します。	
令和 年 月 日	
高等学校長名	印

別記様式16 (日本産業規格A4縦型)

学 力 検 査 成 績 証 明 書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

高等学校長名



次の1の者は、令和2年度(2020年度)道立高等学校入学者選抜学力検査を受検し、その成績は、次の2のとおりであることを証明します。

記

1 出願者氏名

2 学力検査の成績

学校裁量問題の選択(有・無)

国 語	社 会	数 学	理 科	英 語	合 計
点 (点)	点	点 (点)	点	点 (点)	点

(注)「学力検査の成績」の「国語」、「数学」及び「英語」の欄の()については、次により記入すること。

- 1 学校裁量問題を選択した高等学校(大学科)…………… 学校裁量問題の得点を記入する。
- 2 学校裁量問題を選択しなかった高等学校(大学科)… 学校裁量問題と対になる問題の得点を記入する。

なお、いずれの場合も、()内の得点は、それぞれの教科の得点の内数とする。

別記様式17 (日本産業規格A4縦型)

出 願 事 情 説 明 書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者氏名

保護者氏名

出願の事情は、次のとおりです。

- 1 出願者現住所
- 2 保護者転居見込みの住所
- 3 出願者と保護者の続柄
- 4 出願課程・学科
- 5 事情の説明

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

在籍(又は出身)中学校長名



- (注) 1 「事情の説明」は、できるだけ詳細に記入すること。
2 在籍(又は出身)中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式18 (日本産業規格 A 4 横型)

出 願 状 況

_____ 高等学校

課 程	学 科	募 集 人 員 (A) (推薦標準枠)	当 初 の 出 願 者 数										倍 率 $\frac{(B)}{(A)}$	過 年 度 卒業生数 (内数)
			一 般 入 学 者 選 抜 出 願 者 数	推 薦 入 学 者 選 抜 出 願 者 数	道 外 からの 出 願	連 携 型 入 学 者 選 抜 出 願 者 数	出 願 者 数 合 計 (B)	3 条 1 号	3 条 2 号	3 条 3 号	市 町 村 立 通 学 区 域 規 則			

- (注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者の数を記入することとし、該当する高等学校のみ、発表及び報告すること。
- 2 通学区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区域規則並びに「道外からの出願」に該当する出願者数は内数とすること。
- 3 倍率は小数第2位を四捨五入したものとすること。
- 4 全日制普通科（推薦入学者選抜及び連携型入学者選抜を実施する高等学校を除く。）及び定時制については、「一般入学者選抜出願者数」、「推薦入学者選抜出願者数」及び「連携型入学者選抜出願者数」の欄を除いて発表及び報告すること。
- 5 過年度卒業生数については、発表しないこと。
- 6 「推薦標準枠」の欄については、次により記入すること。
- (1) 農業及び水産に関する学科……………募集人員の100%の数
- (2) 普通科……………募集人員の 20%の数（ただし、募集人員が120名以下の場合は、30%とする。）
- (3) 上記以外の学科……………募集人員の 50%の数
- (4) 連携型推薦入学者選抜……………(2)に同じ。
- ただし、小数点以下は切捨てとする。

別記様式18の2 (日本産業規格A4横型)

出 願 変 更 後 及 び 再 出 願 後 の 出 願 状 況

高等学校

課 程	学 科	募集 人員 (A) (推薦 標準 枠)	推薦入学 者選拔出 願者数(B)	道外 からの出 願	連携 型入学 者選拔出 願者数(C)	出願変更後の一般入 学者選拔出願者数(D)				出願者 数合計 (E) =(B)+(C) +(D)	倍率 (E) (A)	当初 の一般入 学者選 抜出願 者数(F)	出願変更によ る 増 減			推薦入学 確約書提 出者数(G)	道外 からの出 願	連携 型入学確 約書提出 者数(H)	実募集 人 員 (I) =(A)-(G) -(H)	再 出 願 後 の 全 出 願 者 数 (J)					倍率 (J) (I)	再 出 願 者 数					再 出 願 の 状 況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
						3 条 1 号	3 条 2 号	3 条 3 号	市町 村立 通学 区域 規則				増	減	増-減					3 条 1 号	3 条 2 号	3 条 3 号	市町 村立 通学 区域 規則	道外 からの出 願		3 条 1 号	3 条 2 号	3 条 3 号	市町 村立 通学 区域 規則	道外 からの出 願	推 薦 合 格 と な っ た 数	で 内 な か っ た 数	再 出 願 手 続 者 数	再 出 願 先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
																																		当初 と 同 じ 大 学 科	当初 と 異 な る 大 学 科	人数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

(注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入することとし、該当する高等学校のみ、発表及び報告すること。

2 通学区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区域規則並びに「道外からの出願」に該当する数は内数とすること。

3 倍率は小数第2位を四捨五入したものとする。

4 「再出願の状況」の欄は、当初の推薦出願を受け付けた学校が報告すること。また、() については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を内数で記入すること。

5 「推薦標準枠」の欄については、次により記入すること。

(1) 農業及び水産に関する学科……………募集人員の100%の数

(2) 普通科……………募集人員の 20%の数 (ただし、募集人員が120名以下の場合は、30%とする。)

(3) 上記以外の学科……………募集人員の 50%の数

(4) 連携型推薦入学者選抜……………(2)に同じ。ただし、再出願後の出願状況においては合格内定者数を減じた数の20%程度の数。
なお、小数点以下は切捨てとする。

別記様式19 (日本産業規格 A 4 横型)

合 格 者 数 及 び 欠 員

高等学校

課 程	学 科	募集 人員	学 力 検 査 受 検 者 数 (第 1 志 望 の み)					学力検査受検者で合格した数 (第2志望、「1・2外」に よる合格者を含む) (A)					推薦入学 者選抜合 格者数(B)	連携型 入学者 選 抜 合格者 数 (C)	合格者数計 (A) + (B) + (C)	欠 員					不合格 者 数	備 考
			3 条 1 号	3 条 2 号	3 条 3 号	市町 立通 学区 域規 則	道外 から の出 願	3 条 1 号	3 条 2 号	3 条 3 号	市町 立通 学区 域規 則	道外 から の出 願				3 条 1 号	3 条 2 号	3 条 3 号	市町 立通 学区 域規 則	道外 から の出 願		

- (注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入すること。
- 2 「1・2外」は「第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望」を表す。
- 3 通学区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区域規則並びに「道外からの出願」に該当する数は内数とすること。
- 4 次の場合は、不合格になった理由を備考欄に記入すること。
- (1) 出願者数が募集人員に達しない学科において不合格があった場合
- (2) 出願者が募集人員に達していて不合格者を出したために合格者が募集人員を下回った場合
- 5 定時制については、「学力検査受検者数」及び「学力検査受検者で合格した数」の欄に、それぞれ、選抜の対象となった者の数及び合格者数を記入すること。

高等学校

追加合格者数及び第2次募集の人員

別記様式20（日本産業規格A4横型）

課 程	学 科	募 集 人 員	合 格 者 数 (A)						(A)のうち入学意思の な い 者 の 数 (B)						追 加 合 格 者 数 (C)						入学予定者数 (A)－(B)＋(C)	第2次募集人員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			3 条 1 号	3 条 2 号	3 条 3 号	市町 村立 通学 区域 規則	道外 から の出 願	3 条 1 号	3 条 2 号	3 条 3 号	市町 村立 通学 区域 規則	道外 から の出 願	3 条 1 号	3 条 2 号	3 条 3 号	市町 村立 通学 区域 規則	道外 から の出 願	3 条 1 号	3 条 2 号	3 条 3 号		市町 村立 通学 区域 規則																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		</

(注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入すること。
2 通学区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区域規則並びに「道外からの出願」に該当する数は内数とすること。

別記様式21（日本産業規格A4横型）

第 2 次 募 集 の 合 格 者 数

高等学校

課 程	学 科	募 集 人 員	入 学 予 定 者 数	第 2 次 募集人員	出 願 者 数					選 抜 の 対 象 となった者の数 (第 2 次)	合 格 者 数				
					(第 2 次)	3 条 1 号	3 条 2 号	3 条 3 号	市町 村立 通学 区域 規則		(第 2 次)	3 条 1 号	3 条 2 号	3 条 3 号	市町 村立 通学 区域 規則

(注) 1 「入学予定者数」の欄については、次により記入すること。
(入学予定者数) = (3月17日の合格者数) - (入学意思のない者の数) + (追加合格者数)
2 通学区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区域規則に該当する数は内数とすること。

高等学校

定 時 制 の 第 2 次 募 集 後 の 入 学 者 数

別記様式22（日本産業規格A4横型）

学 科	募 集 人 員	3月27日現在の 入学予定者数	3月30日現在の 募 集 人 員	3月30日以降の 出 願 者 数	選 抜 の 対 象 と な っ た 者 の 数	3月30日以降の 合 格 者 数	4月10日現在の 入 学 者 数

別記様式23 (日本産業規格 A 4 縦型)

特別な措置を必要とする生徒の状況

_____ 高等学校

出 学 願 校 先 名	課 程	学 科	出 身 中 学 校 名	性 別	障 がい 等 状 況	特 別 な 措 置 を 必 要 と す る 事 項

別記様式24 (日本産業規格 A 4 横型)

面接、実技、作文の実施

_____ 高等学校

小学 科 名	面 接								実 技			作 文				
	実施の有無	対 象 者		日 時		形 式		時間 (分)	担 当 教 員 数 (人)	実施の有無	内 容	開始予定時刻 ～終了予定時刻	実施の有無	字 数	テーマ 選択の有無	時間 (分)
		全 員	過年度 卒のみ	3 月 4 日	3 月 5 日	個 人	集 団 (人)									
				開始予定時刻 ～終了予定時刻	開始予定時刻 ～終了予定時刻											

- 記入要領
- 1 記入要領は、次の記入例によること。
- 2 実技における内容については、例えば体育科の場合、「体力・運動能力に関する実技テスト」のように記入すること。

(例)

小学 科 名	面 接								実 技			作 文				
	実施の有無	対象者		日 時		形 式		時間 (分)	担 当 教 員 数 (人)	実施の有無	内 容	開始予定時刻 ～終了予定時刻	実施の有無	字 数	テーマ 選択の有無	時間 (分)
		全 員	過年度 卒のみ	3 月 4 日	3 月 5 日	個 人	集 団 (人)									
				開始予定時刻 ～終了予定時刻	開始予定時刻 ～終了予定時刻											
普通	有	○			○ 10:00 ～15:00		○ 3～4	20	2	無			有	400 } 600	有	30

別記様式24の2 (日本産業規格 A 4 横型)

面接、実技、作文の実施

[]教育局

[illegible]

(注) 1 合計は学校数として記入すること。

2 「実施の有無」の合計については、「有」の学校数を記入すること。

3 複数の小学科を持つ学校において、面接を実施する学科と実施しない学科がある場合には、面接を実施するものとして扱うこと。

4 作文における「テーマ選択の有無」の合計については、「有」の学校数を記入すること。

別記様式25 (日本産業規格 A 4 縦型)

令和２年度（2020年度）道立高等学校入学者選抜学力検査の得点の口頭による開示実施件数

[illegible]

別記様式25の2 (日本産業規格A4縦型)

令和2年度(2020年度)道立高等学校入学者選抜学力検査の得点の口頭による開示実施件数

[]教育局

高等学校名	大学科	実 施 日									計
		18	19	23	24	25	26	27	30	31	
学 科 別 計	普 通 科 計										
	職 業 学 科 以 外 の 専 門 学 科 計										
	職 業 学 科 計										
	総 合 学 科 計										
道 立 高 等 学 校 計											

別記2

令和2年度(2020年度)道立高等学校推薦入学者選抜実施要項

(令和元年(2019年)9月24日教育長決定)

この要項は、令和2年度(2020年度)の道立高等学校(連携型中高一貫教育を実施している道立高等学校及び北海道有朋高等学校を除く。)の推薦による入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 対象学科

(1) 全日制の課程の普通教育を主とする学科

ア 北海道札幌国際情報高等学校の普通科において実施する。

出願できる者の範囲は、北海道立高等学校通学区域規則(平成16年北海道教育委員会規則第1号。以下「通学区域規則」という。)の別表に定める石狩学区に保護者の住所の存する者及び帰国子女等に限るものとする。

なお、「帰国子女等」とは、帰国子女(日本国籍を有する子女で、海外在留者に同伴して、引き続き1年を超える期間海外に在留し、帰国後3年未満の生徒をいう。)及びこれに準ずる者と高等学校長が認める者をいう。

イ 単位制による普通科において実施する。

出願できる者の範囲は、通学区域規則の別表に定める当該高等学校の学区に保護者の住所が存する者

ウ その他の普通科において実施することができる。

出願できる者の範囲は、通学区域規則の別表に定める当該高等学校の学区に保護者の住所が存する者

(2) 全日制の課程のその他の学科

ア 専門教育を主とする学科において実施する。

イ 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科において実施する。

【留意事項】

令和2年(2020年)年4月1日現在、道立高等学校の全日制の課程において設置される学科は次のとおりとなる予定である。

1 普通教育を主とする学科

普通科

2 専門教育を主とする学科

農業に関する学科

農業、農業科学、園芸、園芸科学、園芸デザイン、園芸福祉、畜産科学、酪農科学、酪農経営、食品科学、農業土木工学、環境造園、森林科学、生活科学、生産科学、農業・生活、生産環境科学及び地域資源応用の各学科

工業に関する学科

機械、機械電気システム、機械・建築システム、電子機械、電気、電気システム、電気情報工学、電気・建築、情報技術、建築、建築システム、土木、建設、建設システム、環境土木、工業化学、環境化学及び理数工学の各学科

商業に関する学科

商業、総合ビジネス、グローバルビジネス、流通経済、流通ビジネス、流通マネジメント、国際経済、国際流通、国際ビジネス、会計、会計ビジネス、情報処理、情報ビジネス、事務情報、情報会計マネジメント及び地域産業ビジネスの各学科

水産に関する学科

海洋漁業、海洋技術、水産食品、品質管理流通、栽培漁業、機関工学、情報通信及び海洋資源の各学科

家庭に関する学科

家政、生活文化及び生活デザインの各学科

看護に関する学科

衛生看護科

福祉に関する学科

福祉科

理科・数学に関する学科

- 理数科
 体育に関する学科
 体育科
 外国語に関する学科
 国際文化及び国際教養の各学科
 3 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科
 総合学科

2 推薦による入学者の範囲

- (1) 農業に関する学科及び水産に関する学科においては、募集人員の範囲内の数とする。
 (2) 普通科においては、募集人員の20%程度の数とする。ただし、募集人員が120名以下の場合は、募集人員の30%程度の数とする。
 (3) その他の学科においては、募集人員の50%程度の数とする。

3 出願資格

推薦入学を希望する者は、次の各号に該当し、かつ、在籍する中学校長又は義務教育学校長（以下「中学校長」という。）の推薦を得て出願することができる。

- (1) 令和2年(2020年)3月末日までに道内の中学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者
 (2) 出願する動機及び理由が明確である者
 (3) 当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

【留意事項】

- 1 道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「一般要項」という。）、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項及び北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項（以下「市町村実施要項」という。）により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。
 2 中学校長は、校内に推薦入学事務を取り扱う「推薦委員会」を設けるなどして事務を適正に行うこと。
 3 令和2年(2020年)3月末日までに、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了する見込みの者が、北海道札幌国際情報高等学校に出願する場合にあっては、在籍する当該施設長の推薦を得て出願することができる。

4 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和2年1月21日(火)～令和2年1月24日(金)	9:00～16:30 (24日は12:00までとする。)

【留意事項】

入学願書等の配布については、出願先の高等学校において、令和元年(2019年)12月6日(金)から行うこと。

5 出願の手続

(1) 出願できる学科

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科又は水産に関する学科への出願にあっては、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一大学科内の他の学科を第2志望とすることができる。

なお、一般要項の「4 出願できる学科」の(2)に定める「第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望」により出願することはできない。

【留意事項】

この要項において、大学科とは次の学科を指す。
 普通科、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、福祉に関する学科、理科・数学に関する学科、体育に関する学科、外国語に関する学科及び総合学科

(2) 出願書類の交付

高等学校長は、中学校長から、出願書類の請求があったときは、次の書類を交付するものとする。

ア 入学願書

北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)第15条の規定による入学願書(同規則別記第3号様式)

【留意事項】

入学願書用紙、写真台紙・受検票用紙は、学校教育局高校教育課において作成する。

自己アピール文用紙、入学確約書用紙等は高等学校において作成するものとし、出願者一覧表用紙等は中学校において作成する。

また、個人調査書用紙、推薦書用紙は高等学校において配布するものとし、中学校において作成する。

なお、入学願書と写真台紙・受検票は切り離さないこと。

イ 写真台紙(一般要項の別記様式1による。)

ウ 個人調査書(一般要項の別記様式3による。)

【留意事項】

個人調査書の記載については、一般要項の別記様式3の「備考 個人調査書の記入について」によること。

エ 推薦書(別記様式1)

オ 自己アピール文(別記様式2)

高等学校長が提出を求める場合に限る。

カ 農業自営予定者説明書(別記様式3)

農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者の出願に限る。

キ 漁業自営予定者説明書(別記様式4)

水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者の出願に限る。

(3) 出願書類の提出及び受付

ア 入学願書の提出

出願者は、入学検定料として、北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けて提出すること。

イ 中学校長の手続

中学校長は、次の書類を出願先高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書

【留意事項】

入学願書の記載方法

1 「※受検番号」の欄の左余白に(推)と朱書すること。

2 「出願学科」の欄には、志望する学科名を記入すること。ただし、第2志望を希望しない場合は、「第2志望」の欄に斜線を引くこと。

(イ) 写真台紙

(ロ) 受検票

(エ) 推薦書

(オ) 自己アピール文(出願先高等学校長が提出を求めた場合に限り提出すること。)

(カ) 出願者一覧表(一般要項の別記様式2による。)

(キ) 健康診断書(体育科の出願者のみ提出すること。)

(ク) 農業自営予定者説明書(農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者に限り提出すること。)

(ケ) 漁業自営予定者説明書(水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者に限り提出すること。)

【留意事項】

(ア)～(ケ)の書類は、出願時に一括して提出すること。

(コ) 個人調査書(令和2年(2020年)2月6日(木)正午までに提出すること。)

ウ 高等学校長の手続

(ア) 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票(一般要項の別記様式5による。)を当該中学校長に交付すること。

(イ) 高等学校長は、令和2年(2020年)1月29日(水)までに受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。

【留意事項】

受検票を当該中学校長に郵送する場合には、一般書留又は簡易書留とすること。

- (ウ) 高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿(一般要項の別記様式6による。)に記入すること。

6 出願状況の発表

出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区分	期日	時間	場所
高等学校(掲示)	1月28日(火)	10:00	各高等学校
全道(発表)			高校教育課

【留意事項】

出願状況の発表は、出願状況(一般要項の別記様式18)によること。

7 出願変更

推薦入学においては、出願変更は認めない。

8 面接等

面接等は、令和2年(2020年)2月13日(木)に行うこと。

(1) 面接等の会場

面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

(2) 面接

面接は、高等学校長の定めるところにより実施する。

なお、高等学校長は、面接の時間等について、あらかじめ中学校長に通知すること。

(3) 英語の聞き取りテスト等

高等学校長は、学科ごとに出願者の全員について、英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文から一又は複数を行うことができる。

なお、高等学校長は、英語の聞き取りテスト等を行う場合は、その時間等について、あらかじめ中学校長に通知すること。

【留意事項】

1 面接日の登校時間は、あらかじめ中学校長を経由して出願者に連絡しておくこと。

2 特別の事情により所定の日時に面接を受けることができない者は、中学校長を経由して出願先の高等学校長にその旨を申し出て、面接の期日の延期を願い出ることができる。

3 高等学校長は、面接等終了後、受検票を回収すること。

9 選抜の方法

高等学校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

(1) 中学校長から提出された個人調査書、推薦書等

(2) 面接の結果

(3) 英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文から一又は複数を実施した場合は、その結果

(4) 自己アピール文を提出させた場合は、その内容

10 合格内定者の通知及び入学の確約

- (1) 高等学校長は、合格内定者に、令和2年(2020年)2月20日(木)までに中学校長を経由して合格内定通知書(別記様式5)を交付するとともに、出願者一覧表等を用いて、中学校長に対し、当該中学校からの出願者についての合格内定者及び合格内定とならなかった者の氏名を通知すること。

【留意事項】

上記書類を中学校長に郵送する場合には、一般書留又は簡易書留とすること。

- (2) 中学校長は、合格内定通知書の交付を受けた者に対し、入学確約書(別記様式6)を提出させ、その入学確約書を令和2年(2020年)2月21日(金)から2月26日(水)正午までの間に出願先高等学校長に送付すること。

【留意事項】

中学校長は、合格内定通知を受けた者に対し、入学確約書の提出の意思の有無を確認した上、提出する意思のない者については、その氏名及び理由を令和2年(2020年)2月26日(水)正午までに電話で高等学校長に報告すること。

11 合格内定者数の発表

合格内定者数の発表の期日等は、次のとおりとする。

区分	期日	時間	場所
高等学校(掲示)	2月20日(木)	10:00	各高等学校
全道(発表)			高校教育課

【留意事項】

合格内定者数の発表は、別記様式8の「内定者数」の欄までとする。

12 再出願

- (1) 合格内定とならなかった者については、当初出願した課程・学科と関わりなく、一般要項の「4 出願できる学科」により、再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。

- (2) 再出願の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和2年2月21日(金)～令和2年2月26日(水) (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	9:00～16:30 (26日は12:00までとする。)

- (3) 出願者の手続

再出願しようとする者は、再出願願(別記様式9)を中学校長を経由して、当初出願した高等学校長に提出すること。

- (4) 高等学校長の手続

ア 再出願承認書

推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、中学校長から再出願願の提出があった場合、出願者に対し、再出願承認書(別記様式10)を交付すること。

イ 再出願通知書及び出願書類

推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、再出願先の高等学校長に対し、令和2年(2020年)2月28日(金)までに再出願通知書(別記様式11)、再出願願の写し及びその出願者の出願書類(推薦書、自己アピール文、健康診断書、農業自営予定者説明書及び漁業自営予定者説明書を除く。)を送付すること。

なお、推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、速やかに再出願先の高等学校長に対し、再出願の状況を電話等により連絡すること。

ウ 受検票

再出願先の高等学校長は、新たに受検票を作成し、令和2年(2020年)2月28日(金)までに出願者に交付すること。

【留意事項】

- 再出願の際の入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」(昭和57年(1982年)2月25日付け教財第3019号教育長通知)及び「北海道有朋高等学校単位制課程推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」(平成6年(1994年)11月11日付け教財第3087号教育長通知)を参照すること。

- 再出願に係る出願書類の取扱いは、一般要項の「8 出願変更」の留意事項に定める手続に準ずること。

- (5) 再出願後の出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区分	期日	時間	場所
高等学校(掲示)	3月2日(月)	11:00	各高等学校
全道(発表)			高校教育課

【留意事項】

再出願後の出願状況の発表は、一般要項の別記様式18の2の「学科」、「募集人員(A)」の欄及び「推薦入学確約書提出者数(G)」から「倍率 $\frac{(J)}{(I)}$ 」までの欄とする。

13 合格発表

高等学校長は、令和2年(2020年)3月17日(火)午前10時に合格者の受検番号を発表(掲示)するとともに、本人に通知すること。

【留意事項】

- 高等学校長は、合格者の発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの

- 受検者についての合格者の受検番号及び氏名を通知すること。
 なお、郵送する場合には、一般書留又は簡易書留とすること。
 2 高等学校長は、合格者の受検番号について、合格発表後速やかに当該高等学校のウェブページに掲載すること。

14 北海道教育委員会への報告

番号	報告事項	報告月日	高校→教育局		教育局→高校教育課		報告内容等
			時間	方法	時間	方法	
1	英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文の実施	11月7日(木)	この日まで	文書	11月15日(金)まで	C. S.	推薦要項の別記様式7、7の2
2	出願状況	1月27日(月)	10:00まで	電話又はファックス	13:00まで	同上	一般要項の別記様式18
3	推薦入学面接等欠席・延期者の状況	2月13日(木)	16:00まで	同上	17:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
4	推薦入学合格内定者数	2月19日(水)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
5	入学確約書を提出しなかった者の数	2月27日(木)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	推薦要項の別記様式8

※ C. S. は、北海道行政情報コミュニケーションシステムのことである。

15 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- (2) 特別な配慮を必要とする障がい等のある生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。
- (3) この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

【留意事項】

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願者の請求による出願書類用紙等の送付
- 2 再出願における、推薦入学の出願先の高等学校長から再出願先の高等学校長への出願書類の送付

別記様式1 (日本産業規格A4縦型)

推 薦 書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

中学校長名



次の者は、貴校全日制の課程の に関する学科の 科への
入学が適当と認められるので推薦します。
記

氏名

平成 年 月 日生

推 薦 理 由

1 志望の動機及び理由	
2 適性、興味・関心及び学習意欲	
3 特別活動、校外活動及びその他の顕著な事実	
4 総 合 所 見	

(注) 中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式2 (日本産業規格A4縦型)

※受検番号	()
-------	-----

自 己 ア ピ ー ル 文

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出身(在籍)中学校	
出願者署名	

私が貴校を受検するに当たり、アピールしたいことは、次のとおりです。

- 1 入学を志望する理由や抱負について
(この学校に入学したい理由や入学してから自分がしたいと思うことなどについて記入してください。)

--

- 2 中学校の各教科(選択教科を含む)や総合的な学習の時間における学習について
(中学校で学習したことについて、自分が特にアピールしたいことを具体的に記入してください。)

--

- 3 中学校在学中における学校内外の諸活動について
(中学校生活の中で、学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動、ボランティア活動、取得した資格や検定結果、その他の活動等から、自分が特にアピールしたいことを具体的に記入してください。)

--

(注) 出願者が記入してください。
※印の欄は記入しないでください。

別記様式3 (日本産業規格A4縦型)

農 業 自 営 予 定 者 説 明 書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者署名

保護者署名

出願者が農業自営予定者であることについては、次のとおりです。

- 1 出願者及び保護者の現住所
- 2 出願者と保護者の続柄
- 3 出願課程・学科
- 4 出願者が農業自営予定者であることの説明(保護者が記入)

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

在籍中学校長名



- (注) 1 「農業自営予定者であることの説明」は、できるだけ詳細に記入すること。
2 在籍中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式4 (日本産業規格A4縦型)

漁業自営予定者説明書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者署名

保護者署名

出願者が漁業自営予定者であることについては、次のとおりです。

- 1 出願者及び保護者の現住所
- 2 出願者と保護者の続柄
- 3 出願課程・学科
- 4 出願者が漁業自営予定者であることの説明(保護者が記入)

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

在籍中学校長名



- (注) 1 「漁業自営予定者であることの説明」は、できるだけ詳細に記入すること。
2 在籍中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式5 (日本産業規格A4縦型)

合 格 内 定 通 知 書		
令和 年 月 日		
中学校名		
受検番号	科	番
氏 名	様	
北海道	高等学校長名	印
あなたは、令和2年度(2020年度)道立高等学校推薦入学者選抜において、本校全日 制の課程の に関する学科の 科の合格者に内定したの で通知します。		

別記様式6 (日本産業規格A4縦型)

(中学校長経由)	
入 学 確 約 書	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
出願者署名	
保護者署名	
このたび、令和2年度(2020年度)道立高等学校推薦入学者選抜において、貴校全日 制の課程の に関する学科の 科の合格者に内定した旨通知 を受けました。	
ついては、貴校に入学することを、ここに確約します。	

英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文の実施

高等学校

[illegible]

- 1 記入要領は、次の記入例によること。
- 2 実技における内容については、例えば体育科の場合、「体力・運動能力に関する実技テスト」のように記入すること。

(例)

小学 科 名	英語の聞き取りテスト		英 語 に よ る 問 答				実 技			作 文				
	実施の有 無	開始予定時刻 ～終了予定時刻	実施の有 無	形 式		時 間 (分)	担当教員 数(人)	実施の有 無	内 容	開始予定時刻 ～終了予定時刻	実施の有 無	字 数	テーマ選 択の有無	時 間 (分)
				個人	集団 (人)									
国際 教養	無		有	○		5	2	無			有	400 ゝ 600	有	30

英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文の実施

[]教育局

[illegible]

2 「実施の有無」の合計については、「有」の学校数を記入すること。

3 作文における「テーマ選択の有無」の合計については、「有」の学校数を記入すること。

別記様式 8 (日本産業規格 A 4 横型)

(推薦・連携型) 入学者選抜に係る状況

_____ 高等学校

学 科	募 集 人 員	推 薦 標準枠	出願者数		内定者数		備				考		左 記 の 場 合 の 理 由	
			推薦入学者選抜	連携型 入学者 選 抜	推薦入学者選抜	連携型 入学者 選 抜	面接を受けなかった者の数		面接を延期した者の数		確約書を提出しなかった者の数			
							推薦入学者選抜	連携型 入学者 選 抜	推薦入学者選抜	連携型 入学者 選 抜	推薦入学者選抜	連携型 入学者 選 抜		
														道 外 からの 出 願

- (注) 1 推薦入学者選抜及び連携型入学者選抜の欄については、該当する箇所を○で囲むこと。
 2 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入することとし、該当する高等学校のみ、発表及び報告すること。
 3 「道外からの出願」に該当する数は内数とする。
 4 「推薦標準枠」の欄については、次により記入すること。
 (1) 農業及び水産に関する学科…………… 募集人員の100%の数
 (2) 普通科…………… 募集人員の 20%の数 (ただし、募集人員が120名以下の場合は、30%とする。)
 (3) 上記以外の学科…………… 募集人員の 50%の数
 (4) 連携型推薦入学者選抜…………… (2)に同じ。ただし、合格内定者数の報告及びそれ以降においては合格内定者数を減じた数の20%程度の数。
 なお、小数点以下は切捨てとする。

別記様式9 (日本産業規格A4縦型)

再出願願

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

ふりがな
出願者署名

保護者署名

私は、貴高等学校に出願しましたが、次により再出願したいので、承認してください。

記

事 項		再 出 願 先			推 薦 入 学 出 願 先	
高 等 学 校						
課 程						
学 科		第1志望	第2志望		第1志望	第2志望
		科	科	科		
		第1志望及び第2志望の学科 以外の学科への入学の希望	有 無	科	科	科
住 所	出願者					
	保護者					
全日制の課程の 普通科へ就学す るときの区分		1 通学区域規則第2条による就学 2 通学区域規則第3条第1号による就学 3 通学区域規則第3条第2号による就学 4 通学区域規則第3条第3号による就学 5 通学区域規則第4条第1項第1号による就学 6 通学区域規則第4条第1項第2号による就学 7 通学区域規則第4条第1項第3号による就学 8 () 立高等学校通学区域規則による就学				

上記の願い出があったので、提出します。

中学校長名

印

(注) 1 「学科」の欄については、出願大学科に応じて、志望により第2志望まで記入すること。2以上の大学科又は3以上の学科を設置している高等学校への出願については、「第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望」の「有無」の欄の該当する文字を○で囲み、「有」の場合は、その学科名を記入すること。

2 「全日制の課程の普通科へ就学するときの区分」の欄については、該当する番号を○で囲むこと。

3 「全日制の課程の普通科へ就学するときの区分」の欄の8の()内には、道立高等学校通学区域規則と異なる通学区域規則を定めた市町村名を記入すること。

4 中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式10 (日本産業規格A4縦型)

再 出 願 承 認 書			
出願者氏名			
令和	年	月	日
付けで願い出のあった、北海道 科に再出願することを承認します。			
令和 年 月 日			
高等学校長名			印

別記様式11 (日本産業規格A4縦型)

再 出 願 通 知 書		
令和 年 月 日		
北海道	高等学校長 様	
高等学校長名		印
本校に出願した次の者から、貴校に再出願をしたい旨の願い出があり、これを承認したので通知します。		
記		
ふりがな 出願者氏名	当初出願の課程・学科	再出願の課程・学科

別記3

令和2年度(2020年度)連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項

(令和元年(2019年)9月24日教育長決定)

この要項は、令和2年度(2020年度)の連携型中高一貫教育を実施している道立高等学校の入学者の選抜における連携型入学者選抜(以下「連携型入学者選抜」という。)、一般入学者選抜(以下「連携型一般入学者選抜」という。)及び推薦入学者選抜(以下「連携型推薦入学者選抜」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 連携型入学者選抜

(1) 対象校

連携型中高一貫教育を実施している道立高等学校(以下「連携高等学校」という。)

【留意事項】

1 対象校は次のとおりである。

連携高等学校	連携中学校
北海道鶴川高等学校	むかわ町立鶴川中学校
北海道上川高等学校	上川町立上川中学校
北海道湧別高等学校	湧別町立上湧別中学校
	湧別町立湧別中学校
北海道鹿追高等学校	鹿追町立鹿追中学校
	鹿追町立瓜幕中学校
北海道広尾高等学校	広尾町立広尾中学校
北海道羅臼高等学校	羅臼町立知床未来中学校

2 次の高等学校及び義務教育学校については、特例として、連携型入学者選抜を実施する。

高等学校	義務教育学校
北海道湧別高等学校	湧別町立芭露学園

3 道立高等学校一般入学者選抜実施要項(以下「一般要項」という。)、道立高等学校推薦入学者選抜実施要項(以下「推薦要項」という。)、連携型一般入学者選抜、連携型推薦入学者選抜及び北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項(以下「有朋高校要項」という。)並びに市町村立高等学校の入学者選抜の実施要項(以下「市町村実施要項」という。)により出願した者は、同時にこの連携型入学者選抜により出願することはできない。

(2) 出願資格

連携型中高一貫教育を実施している中学校及び特例として連携型入学者選抜を実施する義務教育学校(以下「連携中学校等」という。)を令和2年(2020年)3月末日までに卒業見込みの者(令和2年(2020年)1月以降に連携中学校等に転入学した者を除く。)

(3) 募集人員

別に告示するところによる。

(4) 入学者の範囲

募集人員の範囲内の数とする。

(5) 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和2年1月21日(火)～令和2年1月24日(金)	9:00～16:30 (24日は12:00までとする。)

【留意事項】

入学願書等の配布については、連携高等学校において、令和元年(2019年)12月6日(金)から行うこと。

(6) 出願の手続

ア 出願書類の交付

連携高等学校の校長は、当該連携中学校等の校長から出願書類の請求があったときは、次の書類を交付するものとする。

(ア) 入学願書

北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)第15条の規定による入学願書(同規則別記第3号様式)

【留意事項】

入学願書用紙、写真台紙・受検票用紙は、学校教育局高校教育課において作成する。

「中高一貫教育による学習のまとめ」用紙、入学確約書用紙等は連携高等学校において作成するものとし、出願者一覧表用紙等は連携中学校等において作成する。

なお、入学願書と写真台紙・受検票は切り離さないこと。

(イ) 写真台紙(一般要項の別記様式1による。)

(ロ) 「中高一貫教育による学習のまとめ」用紙

【留意事項】

「中高一貫教育による学習のまとめ」用紙は、当該連携高等学校の校長が定める様式によること。

イ 出願書類の提出及び受付

(ア) 入学願書の提出

出願者は、入学検定料として、北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けて提出すること。

【留意事項】

入学願書の記載方法

1 「※受検番号」の欄の左余白に(連)と朱書すること。

2 「出願学科」の欄には、志望する学科名を記入すること。

(イ) 連携中学校等の校長の手続

連携中学校等の校長は、次の書類を当該連携高等学校の校長に提出すること。

a 入学願書

b 写真台紙

c 受検票

d 「中高一貫教育による学習のまとめ」

e 出願者一覧表(一般要項の別記様式2による。)

【留意事項】

a～eの書類は、出願時に一括して提出すること。

(ロ) 連携高等学校の校長の手続

a 連携高等学校の校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票(一般要項の別記様式5による。)を当該連携中学校等の校長に交付すること。

b 連携高等学校の校長は、令和2年(2020年)1月29日(水)までに受検票を当該連携中学校等の校長を経由して出願者に交付すること。

【留意事項】

受検票を当該連携中学校等の校長に郵送する場合には、一般書留又は簡易書留とすること。

c 連携高等学校の校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿(一般要項の別記様式6による。)に記入すること。

(7) 出願状況の発表

出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区分	期日	時間	場所
高等学校(掲示)	1月28日(火)	10:00	連携高等学校
全道(発表)			高校教育課

【留意事項】

出願状況の発表は、出願状況(一般要項の別記様式18)によること。

(8) 出願変更

連携型入学者選抜においては、出願変更は認めない。

(9) 面接等

面接等は、令和2年(2020年)2月13日(木)に行うこと。

ア 面接等の会場

面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

イ 面接

面接は、連携高等学校の校長の定めるところにより実施する。

なお、連携高等学校の校長は、面接の時間等について、あらかじめ当該連携中学校等の校長に通知すること。

ウ 英語の聞き取りテスト等

連携高等学校の校長は、中高一貫教育の内容を踏まえて、出願者の全員について、一定の時間を定めて、英語の聞き取りテスト、英語による問答、作文及び「中高一貫教育による学習の発表」から一又は複数を行うことができる。

なお、連携高等学校の校長は、英語の聞き取りテスト等の時間等について、あらかじめ当該連携中学校等の校長に通知すること。

【留意事項】

- 1 面接日の登校時間は、あらかじめ当該連携中学校等の校長を経由して出願者に連絡しておくこと。
- 2 特別の事情により所定の日時に面接等を受けることができない者は、連携中学校等の校長を経由して当該連携高等学校の校長にその旨を申し出て、面接等の期日の延期を願い出ることができる。
- 3 連携高等学校の校長は、面接等終了後、受検票を回収すること。

(10) 選抜の方法

連携高等学校の校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

ア 「中高一貫教育による学習のまとめ」

イ 面接の結果

ウ 英語の聞き取りテスト、英語による問答、作文及び「中高一貫教育による学習の発表」から一又は複数を実施した場合は、その結果

(11) 合格内定者の通知及び入学の確約

ア 連携高等学校の校長は、合格内定者に、令和2年(2020年)2月20日(木)までに当該連携中学校等の校長を経由して合格内定通知書(推薦要項の別記様式5に準ずる。)を交付するとともに、出願者一覧表等を用いて当該連携中学校等の校長に対し、合格内定者及び合格内定とならなかった者の氏名を通知すること。

【留意事項】

アの書類を当該連携中学校等の校長に郵送する場合には、一般書留又は簡易書留とすること。

イ 連携中学校等の校長は、合格内定通知書の交付を受けた者に対し、入学確約書(推薦要項の別記様式6に準ずる。)を提出させ、その入学確約書を令和2年(2020年)2月21日(金)から2月26日(水)正午までの間に当該連携高等学校の校長に送付すること。

【留意事項】

連携中学校等の校長は、合格内定通知を受けた者に対し、入学確約書の提出の意思の有無を確認した上、提出する意思のない者については、その氏名及び理由を令和2年(2020年)2月26日(水)正午までに電話で当該連携高等学校の校長に報告すること。

(12) 合格内定者数の発表

推薦要項の「11 合格内定者数の発表」により行うこと。

(13) 再出願

ア 合格内定とならなかった者については、当初出願した課程・学科と関わりなく再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。

イ 再出願は、推薦要項の「12 再出願」により行うこと。

【留意事項】

連携中学校等の校長は、令和2年(2020年)2月28日(金)までに、再出願者の個人調査書を再出願先の高等学校(市立札幌大通高等学校を除く。)の校長あて送付すること。

(14) 合格発表

連携高等学校の校長は、令和2年(2020年)3月17日(火)午前10時に合格者の受検番号を発表(掲示)するとともに、本人に通知すること。

【留意事項】

- 1 連携高等学校の校長は、合格者の発表後速やかに、当該連携中学校等の校長

に対し、当該連携中学校等からの受検者についての合格者の受検番号及び氏名を通知すること。

なお、郵送する場合には、一般書留又は簡易書留とすること。

- 2 連携高等学校の校長は、合格者の受検番号について、合格発表後速やかに当該連携高等学校のウェブページに掲載すること。

(15) 北海道教育委員会への報告

番号	報告事項	報告月日	高校→教育局		教育局→高校教育課		報告内容等
			時間	方法	時間	方法	
1	出願状況	1月27日(月)	10:00まで	電話又はファックス	13:00まで	C. S	一般要項の別記様式18
2	連携型入学者選抜面接等欠席・延期者の状況	2月13日(木)	16:00まで	同上	17:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
3	連携型入学者選抜合格内定者数	2月19日(水)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
4	入学確約書を提出しなかった者の数	2月27日(木)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	推薦要項の別記様式8

※ C. S. は、北海道行政情報コミュニケーションシステムのことである。

(16) その他

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする障がい等のある生徒が出願しようとする場合は、連携中学校等の校長は当該連携高等学校の校長にその事情を説明し、当該連携高等学校の校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。

ウ この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

【留意事項】

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願者の請求による出願書類用紙等の送付
- 2 再出願における、連携高等学校の校長から再出願先の高等学校長への出願書類の送付

2 連携型一般入学者選抜

連携型一般入学者選抜は、一般要項により実施する。ただし、出願資格、実募集人員及び出願変更については次によるものとする。

(1) 出願資格

一般要項の「2 出願資格」による。ただし、連携中学校等を令和2年(2020年)3月末日までに卒業見込みの者(令和2年(2020年)1月以降に連携中学校等に転入学した者を除く。)は、この連携型一般入学者選抜により当該連携高等学校へ出願することはできない。

【留意事項】

一般要項、推薦要項、連携型入学者選抜、連携型推薦入学者選抜、有朋高校要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの連携型一般入学者選抜により出願することはできない。

(2) 実募集人員

募集人員から連携型入学者選抜及び連携型推薦入学者選抜による合格内定者数を減じた数とする。

(3) 出願変更

ア 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に満たない場合

一般要項の「8 出願変更」による。

イ 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に達している場合

当初出願した課程・学科と関わりなく出願を変更することができることとし、出願変更の受付期間及び受付時間並びに出願者の手続及び高等学校長の手続は、一般要項の「8 出願変更」の(1)のウ、エ及びオによる。

ウ 連携型入学者選抜の結果、合格内定者数が募集人員に達している場合

当初出願した課程・学科と関わりなく出願を変更することができることとし、出願

変更の受付期間及び受付時間は推薦要項の「12 再出願」の(2)により、また、出願者の手続及び高等学校長の手続は、一般要項の「8 出願変更」の(1)のエ及びオによる。

3 連携型推薦入学者選抜

連携型推薦入学者選抜は、連携中学校等の第3学年の在籍者数(令和元年(2019年)5月1日現在)が、連携型入学者選抜の募集人員を下回っている場合に限り推薦要項により実施することができる。ただし、出願資格、入学者の範囲、出願変更及び出願変更の手続については次によるものとする。

(1) 出願資格

推薦要項の「3 出願資格」による。ただし、連携中学校等を令和2年(2020年)3月末日までに卒業見込みの者(令和2年(2020年)1月以降に連携中学校等に転入学した者を除く。)は、この連携型推薦入学者選抜により当該連携高等学校へ出願することはできない。

【留意事項】

一般要項、推薦要項、連携型入学者選抜、連携型一般入学者選抜及び有朋高校要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの連携型推薦入学者選抜により出願することはできない。

(2) 入学者の範囲

募集人員から連携型入学者選抜による合格内定者数を減じた数のうちの20%程度の数とする。ただし、募集人員が120名以下の場合は、30%程度の数とする。なお、小数点以下は切捨てとする。

(3) 出願変更

ア 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に達している場合

出願者は、当初出願した課程・学科と関わりなく、一般要項による入学者選抜及び連携型一般入学者選抜への出願変更を行うことができる。

イ 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に満たない場合

出願者は、募集人員から連携型入学者選抜による出願者数を減じた数の20%の数が1名に満たないとき(ただし、募集人員が120名以下の場合は、募集人員から連携型入学者選抜による出願者数を減じた数の30%の数が1名に満たないとき。)は、当初出願した課程・学科と関わりなく、一般要項による入学者選抜及び連携型一般入学者選抜への出願変更を行うことができる。

(4) 出願変更の手続

出願変更の受付期間及び受付時間並びに出願者の手続及び高等学校長の手続は、一般要項の「8 出願変更」の(1)のウ、エ及びオによる。

別記4

令和2年度(2020年度)北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項

(令和元年(2019年)9月24日教育長決定)

この要項は、令和2年度(2020年度)の北海道有朋高等学校の単位制による定時制の課程、技能教育施設との連携措置による定時制の課程及び通信制の課程の入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 単位制による定時制の課程

(1) 一般入学者選抜

ア 募集人員

別に告示するところによる。ただし、募集については、前期と後期に行い、後期の募集は、前期に欠員が生じた場合の当該人員に限る。

イ 出願できる学科

普通科

事務情報科

ウ 出願資格

道立高等学校一般入学者選抜実施要項(以下「一般要項」という。)の「2 出願資格」に準ずる。

【留意事項】

一般要項、道立高等学校推薦入学者選抜実施要項(以下「推薦要項」という。)

連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項(以下「連携型要項」という。)、この要項における単位制による定時制の課程の自己推薦による入学者選抜(以下「自己推薦選抜」という。)、この要項における技能教育施設との連携措置による定時制の課程の入学者選抜(以下「技能教育施設の選抜」という。)、この要項における通信制の課程の入学者選抜(以下「通信制の選抜」という。)及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項(以下「道外推薦要項」という。)並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項(以下「市町村実施要項」という。)により出願した者は、同時にこの単位制による定時制の課程の一般入学者選抜(以下「単位制一般選抜」という。)により出願することはできない。

エ 出願の受付

出願の受付期間及び受付時間は次のとおりとする。

	受付期間	受付時間
前期	令和2年3月10日(火)～令和2年3月18日(水) (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (18日は12:00までとする。)
後期	令和2年8月21日(金)～令和2年8月28日(金) (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (28日は12:00までとする。)

オ 出願の手続

出願者は、次の出願書類を北海道有朋高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書

北海道有朋高等学校学則(昭和55年北海道教育委員会規則第8号)第8条の規定による入学願書(同規則別記第1号様式の2)

(イ) 写真

令和元年(2019年)10月1日(後期においては、令和2年(2020年)6月1日)以降に上半身を正面から撮影したもの(北海道有朋高等学校長が別途指定する用紙の所定の欄に貼り付けること。)

(ウ) 個人調査書

現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長(以下「中学校長」という。)が作成したもの(一般要項の別記様式3による。)。ただし、令和2年(2020年)3月31日に満20歳以上の者(平成12年(2000年)4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。)が出願する場合は、出願資格が分かる書類(卒業証明書又は卒業証書の写し等)をもって個人調査書に代えるものとする。

(エ) 入学検定料

北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

【留意事項】

1 出願書類の用紙の請求は、角形2号の返信用封筒(住所、郵便番号及び氏名を表記し、250円切手を貼り付けたもの)を同封して、北海道有朋高等学校(〒002-8504 札幌市北区屯田9条7丁目)あてに行うこと。

2 往信封筒の表に必ず「単位制課程希望」と朱書すること。また、一般入学と明記すること。

なお、2部以上の用紙を請求する場合は、送料(切手代)が異なるため、北海道有朋高等学校(電話 011-773-8200)に問い合わせること。

カ 入学者の選抜等

(ア) 作文及び面接

前期は令和2年(2020年)3月25日(水)、後期は令和2年(2020年)9月3日(木)に実施する。

(イ) 学力検査(一般要項「9 学力検査」とは異なるもの)

後期のみ令和2年(2020年)9月3日(木)に実施する(検査教科は、国語、数学及び英語)。

(ウ) 入学者の選抜

前期は個人調査書(成人の出願者を除く。)並びに作文及び面接の結果を、後期は学力検査の成績、個人調査書(成人の出願者を除く。)並びに作文及び面接の結果を資料として総合的に判定する。

キ 合格発表

北海道有朋高等学校長は、前期は令和2年(2020年)3月30日(月)午前10時、後

期は令和2年(2020年)9月10日(木)午前10時に合格者の受検番号を発表(掲示)するとともに、本人に通知すること。

【留意事項】

北海道有朋高等学校長は、合格者の受検番号について、合格発表後速やかに当該高等学校のウェブページに掲載すること。

ク その他

(ア) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、北海道有朋高等学校長の定めるところによる。

(イ) 特別な配慮を必要とする障がい等のある生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は北海道有朋高等学校長にその事情を説明し、北海道有朋高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。

(ウ) 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合、誤った出願があった場合等、この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

(2) 自己推薦による入学者選抜(前期のみ)

ア 出願できる学科

普通科
事務情報科

イ 出願資格

自己推薦による入学を希望する者は、次の各号に該当する者であること。

(ア) 令和2年(2020年)3月末日までに道内の中学校又は義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業する見込みの者又は勤労青少年

(イ) 出願する動機及び理由が明確であり、自主的に学習できる強い意思を有する者

(ウ) 特定分野などに対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者又は事務情報科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

【留意事項】

一般要項、推薦要項、連携型要項、単位制一般選抜、技能教育施設の選抜及び通信制の選抜並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの自己推薦選抜により出願することはできない。

ウ 自己推薦による入学者の範囲

各科の募集人員の30%程度の数とする。

エ 出願の受付

出願の受付期間及び受付時間は次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和2年1月21日(火)～令和2年1月24日(金)	9:00～16:30 (24日は12:00までとする。)

オ 出願の手続

出願者は、次の出願書類を北海道有朋高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書

単位制一般選抜に同じ。

(イ) 写真

単位制一般選抜に同じ。

(ウ) 個人調査書

単位制一般選抜に同じ。

(エ) 入学検定料

単位制一般選抜に同じ。

(オ) 自己推薦書

別記様式1による。

【留意事項】

1 出願書類の用紙の請求は、角形2号の返信用封筒(住所、郵便番号及び氏名を表記し、250円切手を貼り付けたもの)を同封して、北海道有朋高等学校(〒002-8504 札幌市北区屯田9条7丁目)あてに行うこと。

2 往信封筒の表に必ず「単位制課程希望」と朱書すること。また、推薦入学と明記すること。

なお、2部以上の用紙を請求する場合は、送料(切手代)が異なるため、北海道有朋高等学校(電話 011-773-8200)に問い合わせること。

カ 入学者の選抜等

(7) 面接の実施

令和2年(2020年)2月13日(木)

(4) 合格内定通知

北海道有朋高等学校長は、令和2年(2020年)2月20日(木)までに合格内定者に通知すること。

(5) 入学確約書の提出

令和2年(2020年)2月21日(金)から令和2年(2020年)2月26日(水)正午までの間に入学確約書(別記様式2)を北海道有朋高等学校長に提出すること。

(エ) 入学者の選抜

個人調査書(成人の出願者を除く。)、自己推薦書及び面接の結果を資料として総合的に判定する。

キ 再出願

合格内定とならなかった者については、当初出願した学科と関わりなく単位制一般選抜及び他の高等学校の一般入学者選抜への再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。

(7) 再出願の受付期間及び受付時間は、推薦要項の「12 再出願」の(2)による。

(4) 単位制一般選抜への再出願の手続については、推薦要項の「12 再出願」の(3)による。

(5) 他の高等学校の一般入学者選抜への再出願の手続については、推薦要項の「12 再出願」の(3)及び(4)による。この場合、一般要項の入学願書(北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)別記第3号様式)及び写真台紙(一般要項の別記様式1)を添付すること。

ク 合格発表

北海道有朋高等学校長は、令和2年(2020年)3月30日(月)午前10時に合格者の受験番号を発表(掲示)するとともに、本人に通知すること。

【留意事項】

北海道有朋高等学校長は、合格者の受験番号について、合格発表後速やかに当該高等学校のウェブページに掲載すること。

ケ その他

単位制一般選抜の「ク その他」に同じ。

2 技能教育施設との連携措置による定時制の課程

(1) 募集人員

別に告示するところによる。

(2) 出願できる学科

商業に関する学科

(3) 出願資格

一般要項の「2 出願資格」に準ずる。

【留意事項】

一般要項、推薦要項、連携型要項、単位制一般選抜、自己推薦選抜、通信制の選抜及び道外推薦要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの技能教育施設の選抜により出願することはできない。

(4) 合格発表

北海道有朋高等学校長は、令和2年(2020年)4月7日(火)までに本人に通知すること。

(5) その他

ア 「技能教育施設との連携措置」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条及び技能教育施設の指定等に関する規則(昭和37年文部省令第8号)第5条に定めるところにより、技能教育のための施設における学習を高等学校における教科の一部の履修とみなす措置をいうこと。

イ 出願の受付及び入学者選抜については、北海道有朋高等学校長の定めるところによる。入学願書は北海道有朋高等学校学則別記第1号様式とし、その他出願に関する問合せ及び必要書類の請求は、各技能教育施設あてに行うこと。

3 通信制の課程

(1) 募集人員

別に告示するところによる。

(2) 出願できる学科

普通科

(3) 出願資格

一般要項の「2 出願資格」に準ずる。

【留意事項】

一般要項、推薦要項、連携型要項、単位制一般選抜、自己推薦選抜、技能教育施設の選抜及び道外推薦要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの通信制の選抜により出願することはできない。

(4) 出願の受付

出願の受付期間及び受付時間は次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和2年2月17日(月)～令和2年3月19日(木) (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	9:00～16:30

(5) 出願の手続

出願者は、次の出願書類を北海道有朋高等学校長に提出すること。

ア 入学願書

北海道有朋高等学校学則第8条の規定による入学願書(同規則別記第1号様式の3)

イ 写真

令和元年(2019年)10月1日以降に上半身を正面から撮影したもの(入学願書の所定の欄に貼り付けること。)

ウ 個人調査書

現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長が作成したもの(一般要項の別記様式3による。)。ただし、成人の出願者については、出願資格が分かる書類(卒業証明書又は卒業証書の写し等)及び出願理由書(北海道有朋高等学校長が定める様式によること。))をもって個人調査書に代えるものとする。

【留意事項】

1 出願書類の用紙の請求は、角形2号の返信用封筒(住所、郵便番号及び氏名を表記し、250円切手を貼り付けたもの)を同封して、北海道有朋高等学校(〒002-8504 札幌市北区屯田9条7丁目)あてに行うこと。

2 往信封筒の表に必ず「通信制課程希望」と朱書すること。また、一般入学と編入学の別を明記すること。

なお、2部以上の用紙を請求する場合は、送料(切手代)が異なるため、北海道有朋高等学校(電話 011-773-8200)に問い合わせること。

(6) 入学者の選抜

個人調査書又は出願理由書により入学者の選抜を行い、学力検査を実施しない。

(7) 合格発表

北海道有朋高等学校長は、令和2年3月31日(火)に本人に通知すること。

(8) その他

この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、北海道有朋高等学校長の定めるところによる。

4 北海道教育委員会への報告

番号	報告事項	報告月日	高校→教育局		教育局→高校教育課		報告内容等
			時間	方法	時間	方法	
1	出願状況(推薦入学者選抜)	1月27日(月)	10:00まで	電話又はファックス	13:00まで	C. S.	一般要項の別記様式18に準ずる
2	推薦入学面接等欠席・延期者の状況	2月13日(木)	16:00まで	同上	17:00まで	同上	推薦要項の別記様式8に準ずる
3	推薦入学合格内定者数	2月19日(水)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	推薦要項の別記様式8に準ずる
4	入学確約書(推薦)を提出しなかった者の数	2月27日(木)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	推薦要項の別記様式8に準ずる
5	再出願後の出願状況	2月27日(木)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	別途指示

6	一般入学者選抜 (前期)の出願 状況	3月19日 (木)	15:00 まで	同上	16:00ま で	同上	別途指示
7	単位制による定 時制の課程(前 期)の合格者数	3月30日 (月)	10:00 まで	同上	12:00ま で	同上	別途指示
8	入学者選抜実施 状況	5月8日 (金)	この日 まで	文書	5月12日 (火)ま で	同上	別途指示
9	単位制による定 時制の課程の募 集人員(後期)	7月3日 (金)	この日 まで	同上	7月6日 (月)ま で	同上	別途指示
10	一般入学者選抜 (後期)の出願 状況	8月31日 (月)	10:00 まで	電話又は ファック ス	11:00ま で	同上	別途指示
11	一般入学者選抜 (後期)の合格 者数	9月10日 (木)	10:00 まで	同上	13:00ま で	同上	別途指示

(注) 技能教育施設との連携措置による定時制の課程及び通信制の課程は、「8」につい
てのみ報告すること。

※ C. S. は、北海道行政情報コミュニケーションシステムのことである。

参考 北海道有朋高等学校学則別記第1号様式

		※受付番号		()	
収入証紙					
入 学 願 書					
令和 年 月 日					
北海道有朋高等学校長 様				写 真 縦 7 cm 横 5 cm 又は 縦 4 cm 横 3 cm	
出願者署名					
保護者署名					
貴校に入学したいので、許可してください。					
出願課程		技能教育施設との連携措置による定時制の課程		出願学科 科	
出 願 者	ふりがな氏名			昭和・平成 年 月 日生	
	現住所	□□□-□□□□		電話 () ー 番	
	学 歴	出身(在籍)中学校		卒 業 等	
				昭和 平成 年 月 卒 業 令和 卒業見込	
保 護 者	ふりがな氏名			出願者との関係	
	現住所	□□□-□□□□		電話 () ー 番	
備 考					

記入上の注意

1 ※印の欄は記入しないこと。

2 保護者署名及び保護者の欄は、出願者が成人に達しているときは記入を要しないこと。

3 学歴の欄の中学校には、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとし、中等教育学校の前期課程の場合は、「卒業」を「修了」と読み替えること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

参考 北海道有朋高等学校学則別記第1号様式の2

		※受検番号		()	
収入証紙					
入 学 願 書					
令和 年 月 日					
北海道有朋高等学校長 様					
出願者署名					
保護者署名					
貴校に入学したいので、許可してください。					
出願課程	単位制による定時制の課程		出願学科	第()志望 普 通 科	第()志望 事務情報科
出願者	ふりがな氏名			昭和・平成 年 月 日生	
	現住所	□□□-□□□□		電話() ー 番	
学歴	学校名(課程名)	入 学	卒 業 等		
	立 中学校	昭和 平成 令和 年 月	昭和 平成 令和 年 月 卒業 卒業見込		
	学校 []	昭和 平成 令和 年 月	昭和 平成 令和 年 月 年修了 退 学		
保護者	ふりがな氏名			出願者との関係	
	現住所	□□□-□□□□		電話() ー 番	
入学者選抜における特別な配慮の希望の有無				有 ・ 無	
備考					

記入上の注意

- ※印の欄は記入しないこと。
- 推薦入学者選抜により出願する者は、「※受検番号」の欄の左余白に(推)と朱書すること。
- 保護者署名及び保護者の欄は、出願者が成人に達しているときは記入を要しないこと。
- 出願学科の欄の()内に、志望順を算用数字1又は2で記入すること。なお、第2志望がない場合は、志望しない出願学科の欄全体に斜線を引くこと。
- 卒業した(又は卒業見込みの)中学校と入学した中学校が異なる場合は、学歴の中学校名の欄に卒業した(又は卒業見込みの)中学校名を記入し、入学の欄には当初入学した年月を記入すること。なお、中学校には、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとし、中等教育学校の前期課程の場合は、「卒業」を「修了」と読み替えること。
- 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)に在籍したことがある場合は、学歴の欄に学校名及び課程名を記入すること。その際、課程名は、全日制、定時制、通信制、単位制による全日制、単位制による定時制のいずれかを記入すること。
- 特別支援学校に在籍したことがある場合は、学歴の欄に学校名及び学科名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

参考 北海道有朋高等学校学則別記第1号様式の3

		※受付番号		()	
入学願書 令和 年 月 日 北海道有朋高等学校長 様 出願者署名 保護者署名 写真 縦 7 cm 横 5 cm 又は 縦 4 cm 横 3 cm 貴校に入学したいので、許可してください。					
出願課程及び出願学科		通信制の課程 普通科			
出願者	ふりがな氏名			昭和・平成 年 月 日生	
	現住所	□□□-□□□□		電話 () - 番	
学歴	学校名(課程名)	入学	卒業等		
	立 中学校	昭和 平成 令和 年 月	昭和 平成 令和 年 月	卒業 卒業見込	
	学校 []	昭和 平成 令和 年 月	昭和 平成 令和 年 月	年修了 退学	
保護者	ふりがな氏名			出願者との関係	
	現住所	□□□-□□□□		電話 () - 番	
希望協力校		北海道 高等学校			
備考					

記入上の注意

1 ※印の欄は記入しないこと。

2 保護者署名及び保護者の欄は、出願者が成人に達しているときは記入を要しないこと。

3 卒業した(又は卒業見込みの)中学校と入学した中学校が異なる場合は、学歴の中学校名の欄に卒業した(又は卒業見込みの)中学校名を記入し、入学の欄には当初入学した年月を記入すること。なお、中学校には、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとし、中等教育学校の前期課程の場合は、「卒業」を「修了」と読み替えること。

4 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)に在籍したことがある場合は、学歴の欄に学校名及び課程名を記入すること。その際、課程名は、全日制、定時制、通信制、単位制による全日制、単位制による定時制のいずれかを記入すること。

5 特別支援学校に在籍したことがある場合は、学歴の欄に学校名及び学科名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

69

※受検番号

令和 年 月 日

在籍中学校
又は職場名
出願者署名

【自己推薦する理由】

[illegible][illegible][illegible]

(注) 出願者が具体的に文章で記入してください。(※印の欄は記入しないでください。)

別記様式2 (日本産業規格A4縦型)

(	中学校長経由)
入 学 確 約 書	
	令和 年 月 日
北海道有朋高等学校長 様	
出願者署名	
保護者署名	
このたび、令和2年度(2020年度)北海道有朋高等学校自己推薦による入学者選抜において、貴校単位制による定時制の課程の 科の合格者に内定した旨通知を受けました。	
ついては、貴校に入学することを、ここに確約します。	

- (注) 1 中学校に在学している者は、(中学校長経由) に中学校名を記入し、中学校長経由で提出すること。
- 2 保護者署名の欄は、出願者が成人に達しているときは記入を要しないこと。
- 3 中学校には、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとする。

別記5

令和2年度(2020年度)道立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

(令和元年(2019年)9月24日教育長決定)

この要項は、令和2年度(2020年度)の道立高等学校専攻科の入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 北海道美唄聖華高等学校専攻科

(看護科)

(1) 実募集人員

別に告示する募集人員から、令和2年(2020年)3月末日までに北海道美唄聖華高等学校衛生看護科を卒業見込みの者で、北海道美唄聖華高等学校専攻科看護科への入学を希望するものの人数を減じた数とする。

(2) 修業年限

2年

(3) 出願資格

次の各号に該当する者であること。

ア 高等学校とその専攻科による5年間の一貫教育を行う看護師養成課程において、高等学校の看護に関する学科を卒業した者又は令和2年(2020年)3月末日までに卒業見込みの者

イ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)別表3の3に定める教育内容に対応した高等学校で履修すべき科目の単位数を全て修得した者

(4) 出願期間

令和2年(2020年)1月21日(火)午前9時から令和2年(2020年)1月24日(金)正午まで

(5) 出願手続

次に掲げる書類を、北海道美唄聖華高等学校(以下この項において「出願校」という。)の校長に提出すること。

ア 入学願書(出願校の校長の定める様式によること。)

イ 入学検定料(北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)

ウ 調査書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)

エ 推薦書(高等学校在籍者は在籍高等学校長が別記様式1により作成したもの。ただし、それ以外の者で推薦書の提出が困難なものは、出願校の校長にその旨を申し出て、指示を受けること。)

【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。その際、角形2号の返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの)を必ず同封すること。

(6) 出願場所及び受検場所

北海道美唄聖華高等学校

〒072-0007 美唄市東6条北2丁目1番1号(電話 0126-64-2385)

(7) 検査日

令和2年(2020年)2月13日(木)午前9時

(8) 選抜方法

作文及び面接の結果並びに提出書類の審査により総合的に行う。

(9) 合格発表

ア 高等学校長は、令和2年(2020年)2月20日(木)に出願校において合格者の受検番号を発表するとともに、本人に通知すること。

イ 合格者は入学確約書(別記様式2)を令和2年(2020年)2月26日(水)正午までに、出願校の校長に提出すること。

(10) その他

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする障がい等のある者が出願しようとする場合は、出身高等学

校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。

ウ 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合、誤った出願があった場合等、この要項により難い場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

2 北海道小樽水産高等学校専攻科

(漁業科)

(1) 募集人員

別に告示するところによる。

(2) 修業年限

2年

(3) 出願資格

高等学校を卒業した者又は令和2年(2020年)3月末日までに卒業見込みの者で、次の各号に該当するものであること。

ア 在学中、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第5条第1項第1号に規定する海技士(航海)の資格に関する単位を15単位以上修得している者

イ 在学中、総トン数300トン以上の実習船(第三種漁船)による乗船履歴を2か月以上有している者

ウ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和26年運輸省令第91号)別表第3の海技士身体検査基準表に規定する合格基準に該当する者

(4) 出願期間

令和2年(2020年)1月9日(木)午前9時から令和2年(2020年)1月22日(水)正午まで(日曜日、土曜日及び成人の日を除く。)

(5) 出願手続

次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、北海道小樽水産高等学校(以下この項において「出願校」という。)の校長に提出すること。

ア 入学願書(出願校の校長の定める様式によること。)

イ 入学検定料(北海道立学校条例の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)

ウ 調査書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)

エ 海技資格認定単位修得証明書又は海技資格認定単位修得見込証明書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)

オ 乗船に関する証明書(出願校の校長の定める様式によること。)

カ 健康診断書(出願校の校長の定める様式によること。)

【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。その際、角形2号の返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの)を必ず同封すること。

(6) 出願場所及び受検場所

北海道小樽水産高等学校

〒047-0001 小樽市若竹町9番1号(電話 0134-25-0063)

(7) 検査日

令和2年(2020年)2月3日(月)午前9時

(8) 選抜方法

作文、面接の結果及び身体検査並びに提出書類の審査により総合的に行う。

(9) 合格発表

高等学校長は、令和2年(2020年)2月14日(金)に出願校において合格者の受検番号を発表するとともに、本人に通知すること。

(10) その他

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする障がい等のある者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。

ウ 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合、誤った出願があった場合等、この要項により難い場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

(情報通信科)

(1) 募集人員

別に告示するところによる。

- (2) 修業年限
2年

- (3) 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 水産高等学校の情報通信に関する学科又はこれに準ずる学科(コース)を令和2年(2020年)3月末日までに卒業見込みの者

イ 高等学校を卒業した者又は令和2年(2020年)3月末日までに卒業見込みの者で、無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)に規定された第三級総合無線通信士の資格を有しているもの

- (4) 出願期間

令和2年(2020年)1月9日(木)午前9時から令和2年(2020年)1月22日(水)正午まで(日曜日、土曜日及び成人の日を除く。)

- (5) 出願手続

次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、出願校の校長に提出すること。

ア 入学願書(出願校の校長の定める様式によること。)

イ 入学検定料(北海道立学校条例の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)

ウ 調査書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)

エ 第三級総合無線通信士の免許証の写し又は合格通知書の写し

【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。その際、角形2号の返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの)を必ず同封すること。

- (6) 出願場所及び受検場所

漁業科に同じ。

- (7) 検査日

漁業科に同じ。

- (8) 選抜方法

漁業科に同じ。

- (9) 合格発表

漁業科に同じ。

- (10) その他

漁業科に同じ。

3 北海道函館水産高等学校専攻科
(機関科)

- (1) 募集人員

別に告示するところによる。

- (2) 修業年限
2年

- (3) 出願資格

高等学校を卒業した者又は令和2年(2020年)3月末日までに卒業見込みの者で、次の各号に該当するものであること。

ア 在学中、船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条第1項第2号に規定する海技士(機関)の資格に関する単位を15単位以上修得している者

イ 在学中、総トン数300トン以上の実習船(第三種漁船)による乗船履歴を2か月以上有している者

ウ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第3の海技士身体検査基準表に規定する合格基準に該当する者

- (4) 出願期間

令和2年(2020年)1月9日(木)午前9時から令和2年(2020年)1月22日(水)正午まで(日曜日、土曜日及び成人の日を除く。)

- (5) 出願手続

次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、北海道函館水産高等学校(以下この項において「出願校」という。)の校長に提出すること。

- ア 入学願書(出願校の校長の定める様式によること。)
- イ 入学検定料(北海道立学校条例の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)
- ウ 調査書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)
- エ 海技資格認定単位修得証明書又は海技資格認定単位修得見込証明書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)
- オ 乗船に関する証明書(出願校の校長の定める様式によること。)
- カ 健康診断書(出願校の校長の定める様式によること。)

【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。
その際、角形2号の返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの)を必ず同封すること。

- (6) 出願場所及び受検場所
北海道函館水産高等学校
〒049-0111 北斗市七重浜2丁目15番3号(電話 0138-49-2412)
 - (7) 検査日
令和2年(2020年)2月3日(月)午前9時
 - (8) 選抜方法
作文、面接の結果及び身体検査並びに提出書類の審査により総合的に行う。
 - (9) 合格発表
高等学校長は、令和2年(2020年)2月14日(金)に出願校において合格者の受検番号を発表するとともに、本人に通知すること。
 - (10) その他
 - ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
 - イ 特別な配慮を必要とする障がい等のある者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。
 - ウ 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合、誤った出願があった場合等、この要項により難い場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。
- 4 北海道富良野緑峰高等学校農業特別専攻科
(園芸科学科)
- (1) 募集人員
別に告示するところによる。
 - (2) 修業年限
2年
 - (3) 出願資格
 - ア 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者(令和2年(2020年)3月末日までに卒業見込みの者を含む。)
 - イ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
 - ウ 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - エ その他北海道富良野緑峰高等学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
 - (4) 出願期間
令和2年(2020年)1月7日(火)午前9時から令和2年(2020年)1月20日(月)正午まで(日曜日、土曜日及び成人の日を除く。)
 - (5) 出願手続
次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、北海道富良野緑峰高等学校(以下この項において「出願校」という。)の校長に提出すること。
 - ア 入学願書(出願校の校長の定める様式によること。)
 - イ 入学検定料(北海道立学校条例の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)
 - ウ 調査書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)
 - エ 健康診断書(出願校の校長の定める様式によること。)
 - オ 農業自営予定者説明書(出願校の校長の定める様式によること。)

【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。その際、角形2号の返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの)を必ず同封すること。

- (6) 出願場所及び受検場所
北海道富良野緑峰高等学校
〒076-0037 富良野市西町1番1号(電話 0167-22-2594)
 - (7) 検査日
令和2年(2020年)2月4日(火)午前9時
 - (8) 選抜方法
作文及び面接の結果並びに出願書類の審査により総合的に行う。
 - (9) 合格発表
高等学校長は、令和2年(2020年)2月12日(水)に出願校において合格者の受検番号を発表するとともに、本人に通知すること。
 - (10) 合格発表後の入学者選抜
合格者の数が募集人員に満たない場合で、入学希望者があるときは、令和2年(2020年)4月6日(月)までの間に選抜の上、入学させることができる。
 - (11) その他
 - ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
 - イ 特別な配慮を必要とする障がい等のある者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。
 - ウ 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合、誤った出願があった場合等、この要項により難い場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。
- 5 北海道稚内高等学校専攻科
(看護科)
- (1) 実募集人員
別に告示する募集人員から、令和2年(2020年)3月末日までに北海道稚内高等学校衛生看護科を卒業見込みの者で、北海道稚内高等学校専攻科看護科への入学を希望するものの人数を減じた数とする。
 - (2) 修業年限
2年
 - (3) 出願資格
次の各号に該当する者であること。
 - ア 高等学校とその専攻科による5年間の一貫教育を行う看護師養成課程において、高等学校の看護に関する学科を卒業した者又は令和2年(2020年)3月末日までに卒業見込みの者
 - イ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3の3に定める教育内容に対応した高等学校で履修すべき科目の単位数を全て修得した者
 - (4) 出願期間
令和2年(2020年)1月21日(火)午前9時から令和2年(2020年)1月24日(金)正午まで
 - (5) 出願手続
次に掲げる書類を、北海道稚内高等学校(以下この項において「出願校」という。)の校長に提出すること。
 - ア 入学願書(出願校の校長の定める様式によること。)
 - イ 入学検定料(北海道立学校条例の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)
 - ウ 調査書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)
 - エ 推薦書(高等学校在籍者は在籍高等学校長が別記様式1により作成したもの。ただし、それ以外の者で推薦書の提出が困難なものは、出願校の校長にその旨を申し出て、指示を受けること。)

【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。その際、角形2号の返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの)を必ず同封すること。

- (6) 出願場所及び受検場所
北海道稚内高等学校
〒097-0017 稚内市栄1丁目4番1号(電話 0162-33-4154)
- (7) 検査日
令和2年(2020年)2月13日(木)午前9時
- (8) 選抜方法
作文及び面接の結果並びに提出書類の審査により総合的に行う。
- (9) 合格発表
ア 高等学校長は、令和2年(2020年)2月20日(木)に出願校において合格者の受検番号を発表するとともに、本人に通知すること。
イ 合格者は入学確約書(別記様式2)を令和2年(2020年)2月26日(水)正午までに
出願校の校長に提出すること。
- (10) その他
ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
イ 特別な配慮を必要とする障がい等のある者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。
ウ 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合、誤った出願があった場合等、この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。
- 6 北海道別海高等学校農業特別専攻科
(酪農経営科)
- (1) 募集人員
別に告示するところによる。
- (2) 修業年限
2年
- (3) 出願資格
ア 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者(令和2年(2020年)3月末日までに卒業見込みの者を含む。)
イ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
ウ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
エ その他北海道別海高等学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (4) 出願期間
令和2年(2020年)1月8日(水)午前9時から令和2年(2020年)1月21日(火)正午まで(日曜日、土曜日及び成人の日を除く。)
- (5) 出願手続
次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、北海道別海高等学校(以下この項において「出願校」という。)の校長に提出すること。
ア 入学願書(出願校の校長の定める様式によること。)
イ 入学検定料(北海道立学校条例の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)
ウ 調査書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)
エ 健康診断書(出願校の校長の定める様式によること。)
オ 農業自営予定者説明書(出願校の校長の定める様式によること。)
- 【留意事項】**
出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。その際、角形2号の返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの)を必ず同封すること。
- (6) 出願場所及び受検場所
北海道別海高等学校
〒086-0214 野付郡別海町別海緑町70番地1(電話 0153-75-2053)
- (7) 検査日
令和2年(2020年)2月4日(火)午前9時
- (8) 選抜方法

作文及び面接の結果並びに提出書類の審査により総合的に行う。

(9) 合格発表

高等学校長は、令和2年(2020年)2月12日(水)午前9時に出願校において合格者の受検番号を発表するとともに、本人に通知すること。

(10) 合格発表後の入学者選抜

合格者の数が募集人員に満たない場合で、入学希望者があるときは、令和2年(2020年)4月6日(月)までの間に選抜の上、入学させることができる。

(11) その他

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする障がい等のある者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。

ウ 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女がいる場合、誤った出願があった場合等、この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

別記様式1 (日本産業規格A4縦型)

推 薦 書	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
高等学校長名 印	
次の者は、貴校専攻科への入学が適当と認められるので推薦します。	
記	
氏名	
昭和・平成 年 月 日生	
推 薦 理 由	
1 志望の動機及び理由	
2 適性、興味・関心及び学習意欲	
3 その他の顕著な事実	
4 総 合 所 見	

(注) 高等学校長名には、高等学校名も併記すること。

別記様式2 (日本産業規格A4縦型)

入 学 確 約 書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者署名

このたび、令和2年度(2020年度) 高等学校専攻科推薦入学者
選抜において、合格した旨通知を受けました。
ついては、貴校に入学することを、ここに確約します。

別記6

令和2年度(2020年度)道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項
(令和元年(2019年)9月24日教育長決定)

この要項は、令和2年度(2020年度)の道外からの出願を受け入れる道立高等学校の普通科、農業に関する学科、水産に関する学科及び総合学科への入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

この要項による入学者選抜は、推薦入学者選抜により行うものとする。ただし、推薦入学者選抜で合格内定とならなかった者については、再出願を認めることとする。

1 対象学科

(1) 全日制の課程の普通科

北海道礼文高等学校	普通
北海道音更高等学校	普通

(2) 全日制の課程の農業に関する学科

北海道岩見沢農業高等学校	畜産科学
北海道深川東高等学校	生産科学
北海道当別高等学校	園芸デザイン
北海道倶知安農業高等学校	生産科学
北海道静内農業高等学校	生産科学
北海道大野農業高等学校	農業科学、園芸福祉、食品科学
北海道名寄産業高等学校	酪農科学
北海道遠別農業高等学校	生産科学
北海道美幌高等学校	生産環境科学
北海道帯広農業高等学校	酪農科学
北海道更別農業高等学校	農業
北海道別海高等学校	酪農経営

(3) 全日制の課程の水産に関する学科

北海道小樽水産高等学校	海洋漁業、水産食品、栽培漁業、情報通信
北海道函館水産高等学校	海洋技術、水産食品、品質管理流通、機関工学
北海道厚岸翔洋高等学校	海洋資源

(4) 全日制の課程の総合学科

北海道清水高等学校	総合
北海道標茶高等学校	総合

2 道外からの入学者の受入れの数

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項(以下「推薦要項」という。)の「2 推薦による入学者の範囲」(以下「推薦標準枠」という。)の5%程度の数とする。ただし、道立高等学校一般入学者選抜実施要項(以下「一般要項」という。)における出願変更後の道内からの出願者数が募集人員を満たしておらず、かつ、推薦要項における出願者数が推薦標準枠に達していない場合は、道内からの出願者に影響が出ない範囲で、合格内定者数が推薦標準枠に達するまで受け入れることができる。

なお、一般要項の再出願において各学科における道内からの出願者数が募集人員を満たしていない場合は、5%を超えて受け入れることができる。

3 出願資格

道外からの入学を希望する者は、次の各号に該当し、かつ、在籍する中学校長又は義務教育学校長(以下「中学校長」という。)の推薦を得て出願することができる。

- (1) 令和2年(2020年)3月末日までに道外の中学校又は義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業する見込みの者
- (2) 出願する動機及び理由が明確である者
- (3) 当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

【留意事項】

- 1 各都道府県及び市町村においてこの要項以外の公立高等学校入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。
- 2 中学校長は、校内に推薦入学事務を取り扱う「推薦委員会」を設けるなどして事務を適正に行うこと。

- 3 保護者（保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常の生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者）の住所が道内に存する場合は、道内からの出願として取り扱うものとする。
- 4 普通科及び総合学科については、当該の高等学校が別途示す教科・科目を学習する意思のある者に限る。

- 4 出願の受付
推薦要項の「4 出願の受付」による。

5 出願の手続

(1) 出願できる学科

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一大学科内の他の学科がこの要項の対象学科となっているときは、そのうちの一の学科を第2志望とすることができる。

なお、一般要項の「4 出願できる学科」の(2)に定める「第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望」により出願することはできない。

【留意事項】

この要項において、大学科とは、普通科、農業に関する学科、水産に関する学科及び総合学科を指す。

(2) 出願書類の交付

高等学校長は、中学校長から、出願書類の請求があったときは、次の書類を交付するものとする。

ア 入学願書

北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式）

【留意事項】

入学願書用紙、写真台紙・受検票用紙は、学校教育局高校教育課において作成する。

道外からの出願希望調書用紙、入学確約書用紙等は高等学校において作成するものとし、推薦入学出願者一覧表用紙等は中学校において作成する。

また、個人調査書用紙、推薦書用紙は高等学校において配布するものとし、中学校において作成する。

なお、入学願書と写真台紙・受検票は切り離さないこと。

イ 写真台紙（一般要項の別記様式1による。）

ウ 個人調査書（一般要項の別記様式3による。）

エ 推薦書（推薦要項の別記様式1による。）

オ 道外からの出願希望調書（別記様式1）

カ 農業自営予定者説明書（推薦要項の別記様式3による。）

農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者の出願に限る。

キ 漁業自営予定者説明書（推薦要項の別記様式4による。）

水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者の出願に限る。

(3) 出願書類の提出及び受付

ア 入学願書の提出

出願者は、入学検定料として、北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けて提出すること。

イ 中学校長の手続

中学校長は、次の書類を出願先高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書

【留意事項】

入学願書の記載については、次によること。

1 「※受検番号」の欄の左余白に(推)と朱書すること。

2 「出願学科」の欄には、志望する学科名を記入すること。ただし、第2志望を希望しない場合は、「第2志望」の欄に斜線を引くこと。

3 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常の生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者」の欄に記入すること。

4 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「〇〇方」、「〇

○マンション○○号室」等詳細に記入すること。

(イ) 写真台紙

令和元年(2019年)10月1日以降に上半身を正面から撮影した写真(縦7cm・横5cm)を貼り付けること。

(ロ) 受検票

(エ) 推薦書

(オ) 道外からの出願希望調書

(カ) 推薦入学出願者一覧表(一般要項の別記様式2による。)

(キ) 農業自営予定者説明書(農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者に限り提出すること。)

(ク) 漁業自営予定者説明書(水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者に限り提出すること。)

【留意事項】

(ア)～(ク)の書類は、出願時に一括して提出すること。

(ケ) 個人調査書(令和2年(2020年)2月6日(木)正午までに提出すること。)

【留意事項】

1 中学校長は、中学校生徒指導要録に基づいて厳正に作成すること。

2 校内に「個人調査書審査委員会」を設置するなどして、点検、保管、発送などの事務を公正かつ的確に行うこと。

3 個人調査書への受検番号の記入について、離島等でやむを得ない事情により令和2年(2020年)2月6日(木)正午までに到着できないと見込まれる場合は、未記入のまま提出することができること。

4 個人調査書の記載については、「備考 個人調査書の記入について」によること。

5 個人調査書は、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができる。

ウ 高等学校長の手続

(ア) 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票(一般要項の別記様式5による。)を当該中学校長に交付すること。

(イ) 高等学校長は、令和2年(2020年)1月29日(水)までに受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。

【留意事項】

受検票を当該中学校長に郵送する場合には、一般書留又は簡易書留とすること。

(ロ) 高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿(一般要項の別記様式6による。)に記入すること。

6 出願状況の発表

推薦要項の「6 出願状況の発表」による。

7 出願変更

推薦要項の「7 出願変更」による。

8 面接等

推薦要項の「8 面接等」による。

9 選抜の方法

推薦要項の「9 選抜の方法」による。

10 合格内定者の通知及び入学の確約

推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」による。

11 合格内定者数の発表

推薦要項の「11 合格内定者数の発表」による。

12 合格内定者の合格発表

推薦要項の「12 合格発表」による。

13 合格内定とならなかった者の再出願

(1) 合格内定とならなかった者については、「1 対象学科」に示す学科のうち、当初出願した大学科と同一の大学科の学科への再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。

(2) 再出願の受付期間及び受付時間

推薦要項の「12 再出願」の(2)による。

(3) 出願者の手続

推薦要項の「12 再出願」の(3)による。

【留意事項】

離島等のため受付期間中に再出願の手続を行うことが困難な場合は、中学校長は、受付期間中に、当初出願した高等学校長及び再出願先の高等学校長に対し、再出願を希望する者の状況を電話等により連絡することにより、手続を行う意思を伝えること。

(4) 高等学校長の手続

推薦要項の「12 再出願」の(4)による。

【留意事項】

- 1 離島等のため期日までに受検票を交付することが困難な場合は、再出願先の高等学校長は、中学校長に対し、その旨を電話等により連絡すること。
- 2 再出願の際の入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」(昭和57年(1982年)2月25日付け教財第3019号教育長通知)を参照すること。
- 3 再出願に係る出願書類の取扱いは、一般要項の「8 出願変更」の留意事項に定める手続に準ずること。
- 4 再出願先の高等学校においては、次の手続をすること。
再出願した者について、必要があれば中学校長に対し、学習成績一覧表(一般要項の別記様式4による。)の送付を求めることができる。
なお、学習成績一覧表については、都府県の定める様式による書類をもって代えることができる。

(5) 再出願後の出願状況の発表の期日等

推薦要項の「12 再出願」の(5)による。

(6) 学力検査

一般要項の「9 学力検査」による。

(7) 面接、実技及び作文

一般要項の「10 面接等」による。

(8) 学力検査及び面接等の会場

学力検査の受検場及び面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

(9) 入学者の選抜

一般要項の「13 入学者の選抜」の「(1) 全日制の課程に係る選抜」による。

(10) 合格発表

一般要項の「14 合格発表」による。

(11) 合格者の追加

一般要項の「15 合格者の追加」による。

(12) 学力検査の得点の口頭による開示

一般要項の「18 学力検査の得点の口頭による開示」による。

(13) その他

一般要項の「20 その他」による。

【留意事項】

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願者の請求による出願書類用紙等の送付
- 2 再出願における当初の出願先の高等学校長から再出願先の高等学校長への出願書類の送付

別記様式1 (日本産業規格A4縦型)

※受検番号

()

道外からの出願希望調書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

都 府 県 名	
出身(在籍)中学校	
出 願 者 署 名	
保 護 者 署 名	

出願者記入欄

1 出願者として説明したいこと

- (1) 道外から入学を志望する理由や抱負について
(志望する高校・学科に入学したい理由と、入学してから自分がしたいと思うことなどについて記入してください。)

--

- (2) 中学校の各教科(選択教科を含む)や総合的な学習の時間における学習について
(中学校で自分が積極的に学んだことについて具体的に記入してください。)

--

- (3) 中学校在学中における学校内外の諸活動について
(中学校生活の中で、学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動、ボランティア活動、取得した資格や検定結果、その他の活動等から、自分が特にアピールしたいことを具体的に記入してください。)

--

- (4) 高校入学後の学習について(普通科及び総合学科への出願者のみ記入してください。)

(出願先の高校が別途示す教科・科目を学習する意思の有無について、右の欄の「有・無」の該当する文字を○で囲んでください。)

出願先の高校が示す教科・科目を学習する意思の有無	有・無
--------------------------	-----

保護者記入欄

2 保護者として説明したいこと

(本道の高校に入学させたい理由と、離れて生活するお子さんが規律ある生活を送れるようにするため保護者としてどのような対応をされようとしているのかについてのお考えを記入してください。)

--

(注) 1については出願者が、2については保護者が記入してください。

※印の欄は記入しないでください。

